

岸本町・溝口町合併協議会 第17回会議 別添資料

1. 報告事項関係資料

報告第1号関係	行政現況調書調整一覧表（一般職の身分の取り扱いについて）	1
---------	------------------------------	---

2. 提案事項関係資料

提案第1号関係	行政現況調書調整一覧表（機構及び組織の取り扱いについて）	5
提案第2号関係	行政現況調書調整一覧表（特別職の身分の取り扱いについて）	8
提案第3号関係	行政現況調書調整一覧表（使用料、手数料等の取り扱いについて：下水道事業）	22
	行政現況調書調整一覧表（使用料、手数料等の取り扱いについて：上水道事業）	30
提案第4号関係	行政現況調書調整一覧表（各種事務事業等の取り扱いについて：保育事業）	36
提案第5号関係	行政現況調書調整一覧表（各種事務事業等の取り扱いについて：上水道事業）	39
提案第6号関係	行政現況調書調整一覧表（各種事務事業等の取り扱いについて：農林水産事業）	40

行政現況調査調整一覧表

行政現況調査調整一覧表							幹事長専決事項	
専門部会名	総務部会	責任者	岡田賢治	ワーキンググループ名	一般職の職員の身分の取扱い	責任者	岡田安路	
合併協定項目	一般職の職員の身分の取扱い		各種事務事業の取扱い		備考			
連番	岸本町	溝口町	課題・問題点		調整方法			
1	<p>職員の任免、進退、賞罰、服務、及び身分に関する事 地方公務員法により職員の任免、給与その他の身分についての規定があり、また、市町村の合併の特例に関する法律第9条第2項の規定により、職員の任免、給与その他の身分に関しては、職員のすべてに通じて公正に処理しなければならないと定めている。</p> <p>地方公務員法 職員の任用 任用の基本基準、欠格条項、任用の方法等 職員の進退、賞罰 分限及び懲戒の基準（地公法又は条例で定める） 降任、免職、休職等、定年による退職等 職員の服務 服務の基本基準、服務の宣誓、信用失墜行為禁止、守秘義務等 職員の服務規程（町訓令）</p>	<p>職員の任免、進退、賞罰、服務、及び身分に関する事 地方公務員法により職員の任免、給与その他の身分についての規定があり、また、市町村の合併の特例に関する法律第9条第2項の規定により、職員の任免、給与その他の身分に関しては、職員のすべてに通じて公正に処理しなければならないと定めている。</p> <p>地方公務員法 職員の任用 任用の基本基準、欠格条項、任用の方法等 職員の進退、賞罰 分限及び懲戒の基準（地公法又は条例で定める） 降任、免職、休職等、定年による退職等 職員の服務 服務の基本基準、服務の宣誓、信用失墜行為禁止、守秘義務等 職員の服務規程（町訓令）</p>	なし		<p>合併時に一元化する</p> <p>一元化案 職名及び任用については、人事管理及び職員の処遇の適正化の観点から、合併時に統一を図る。</p> <p>職員の任免、服務、身分等については、公正に取り扱うものとし、その細目は2町の長が別に協議して定めるものとする。</p>			
2	<p>一般職 職員の給与、勤務時間その他勤務条件に関する事</p> <p>地方公務員法第24条の規定により、職員の給与、勤務時間その他勤務条件に関する事は、条例で定めることとなっている 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件については、各調整項目で調整することとなっている。これらの調整後の給与、勤務時間その他の勤務条件は、新町の条例により定める。</p>	<p>一般職 職員の給与、勤務時間その他勤務条件に関する事</p> <p>地方公務員法第24条の規定により、職員の給与、勤務時間その他勤務条件に関する事は、条例で定めることとなっている 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件については、各調整項目で調整することとなっている。これらの調整後の給与、勤務時間その他の勤務条件は、新町の条例により定める。</p>	なし		<p>合併時に一元化する</p> <p>一元化案 給与、勤務時間、その他の勤務条件については、職員の処遇及び給与の適正化の観点から、調整し統一を図る。 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件については、公正に取り扱うものとし、その細目は2町の長が別に協議して定めるものとする。</p>			

幹事長専決事項	
責任者	岡田安路

専門部会名	総務部会	責任者	岡田賢治	ワーキンググループ名	一般職の職員の身分の取扱い	責任者	岡田安路																																																																																																																																																										
合併協定項目	一般職の職員の身分の取扱い		各種事務事業の取扱い		備考																																																																																																																																																												
連番	岸本町	溝口町		課題・問題点		調整方法																																																																																																																																																											
3	職員定数と実職員数(部門別、職種別、地位別、年齢構成別)	職員定数と実職員数(部門別、職種別、地位別、年齢構成別)		なし		合併時に一元化する 一元化案 合併時に職員定数を定め、合併後速やかに定員適正化計画を策定する。(合併時の定数は、両町の職員定数を合算したものとす。)																																																																																																																																																											
	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="4">H15.4.1現在</th> </tr> <tr> <th></th> <th>定数</th> <th>配置</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 町長事務局</td> <td>73</td> <td>73</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>・ 一般会計</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td> 本庁</td> <td>45</td> <td>45</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td> 保育所</td> <td>19</td> <td>19</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td> 計</td> <td>64</td> <td>64</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>・ 国保会計</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>・ 水道会計</td> <td>4</td> <td>3</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>・ 下水道会計</td> <td>3</td> <td>3</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>・ その他(連合派遣)</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>2 議会事務局</td> <td>2</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>3 農業委員会</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>4 教育委員会</td> <td>19</td> <td>16</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td> ・ 事務局</td> <td>7</td> <td>11</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td> ・ 小学校</td> <td>2</td> <td>0</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td> ・ 中学校</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td> ・ 給食施設</td> <td>6</td> <td>3</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td> ・ 公民館</td> <td>3</td> <td>2</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>95</td> <td>91</td> <td>4</td> </tr> </tbody> </table> <p>定数外(派遣職員) 4 教育委員会・事務局11名のうち 美術館派遣 3 スボ振派遣 2 計 5</p>	H15.4.1現在							定数	配置		1 町長事務局	73	73	0	・ 一般会計				本庁	45	45	0	保育所	19	19	0	計	64	64	0	・ 国保会計	2	2	0	・ 水道会計	4	3	1	・ 下水道会計	3	3	0	・ その他(連合派遣)	0	1	1	2 議会事務局	2	1	1	3 農業委員会	1	1	0	4 教育委員会	19	16	3	・ 事務局	7	11	4	・ 小学校	2	0	2	・ 中学校	1	0	1	・ 給食施設	6	3	3	・ 公民館	3	2	1	合計	95	91	4	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="4">H15.4.1現在</th> </tr> <tr> <th></th> <th>定数</th> <th>配置</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 町長事務局</td> <td>74</td> <td>69</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>・ 一般会計</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td> 本庁</td> <td></td> <td>52</td> <td></td> </tr> <tr> <td> 保育所</td> <td></td> <td>17</td> <td></td> </tr> <tr> <td> 計</td> <td>74</td> <td>69</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>・ 国保会計</td> <td></td> <td>(1)</td> <td rowspan="3">本庁 内数</td> </tr> <tr> <td>・ 水道会計</td> <td></td> <td>(3)</td> </tr> <tr> <td>・ 下水道会計</td> <td></td> <td>(1)</td> </tr> <tr> <td>・ その他</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>2 議会事務局</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>3 農業委員会</td> <td>2</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>4 教育委員会</td> <td>13</td> <td>11</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td> ・ 事務局</td> <td>7</td> <td>7</td> <td></td> </tr> <tr> <td> ・ 小学校</td> <td></td> <td>0</td> <td></td> </tr> <tr> <td> ・ 中学校</td> <td></td> <td>0</td> <td></td> </tr> <tr> <td> ・ 給食施設</td> <td></td> <td>0</td> <td></td> </tr> <tr> <td> ・ 公民館・図書館</td> <td></td> <td>4</td> <td></td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>91</td> <td>83</td> <td>8</td> </tr> </tbody> </table>	H15.4.1現在					定数	配置		1 町長事務局	74	69	5	・ 一般会計				本庁		52		保育所		17		計	74	69	5	・ 国保会計		(1)	本庁 内数	・ 水道会計		(3)	・ 下水道会計		(1)	・ その他				2 議会事務局	2	2	0	3 農業委員会	2	1	1	4 教育委員会	13	11	2	・ 事務局	7	7		・ 小学校		0		・ 中学校		0		・ 給食施設		0		・ 公民館・図書館		4		合計	91	83
H15.4.1現在																																																																																																																																																																	
	定数	配置																																																																																																																																																															
1 町長事務局	73	73	0																																																																																																																																																														
・ 一般会計																																																																																																																																																																	
本庁	45	45	0																																																																																																																																																														
保育所	19	19	0																																																																																																																																																														
計	64	64	0																																																																																																																																																														
・ 国保会計	2	2	0																																																																																																																																																														
・ 水道会計	4	3	1																																																																																																																																																														
・ 下水道会計	3	3	0																																																																																																																																																														
・ その他(連合派遣)	0	1	1																																																																																																																																																														
2 議会事務局	2	1	1																																																																																																																																																														
3 農業委員会	1	1	0																																																																																																																																																														
4 教育委員会	19	16	3																																																																																																																																																														
・ 事務局	7	11	4																																																																																																																																																														
・ 小学校	2	0	2																																																																																																																																																														
・ 中学校	1	0	1																																																																																																																																																														
・ 給食施設	6	3	3																																																																																																																																																														
・ 公民館	3	2	1																																																																																																																																																														
合計	95	91	4																																																																																																																																																														
H15.4.1現在																																																																																																																																																																	
	定数	配置																																																																																																																																																															
1 町長事務局	74	69	5																																																																																																																																																														
・ 一般会計																																																																																																																																																																	
本庁		52																																																																																																																																																															
保育所		17																																																																																																																																																															
計	74	69	5																																																																																																																																																														
・ 国保会計		(1)	本庁 内数																																																																																																																																																														
・ 水道会計		(3)																																																																																																																																																															
・ 下水道会計		(1)																																																																																																																																																															
・ その他																																																																																																																																																																	
2 議会事務局	2	2	0																																																																																																																																																														
3 農業委員会	2	1	1																																																																																																																																																														
4 教育委員会	13	11	2																																																																																																																																																														
・ 事務局	7	7																																																																																																																																																															
・ 小学校		0																																																																																																																																																															
・ 中学校		0																																																																																																																																																															
・ 給食施設		0																																																																																																																																																															
・ 公民館・図書館		4																																																																																																																																																															
合計	91	83	8																																																																																																																																																														
4	派遣職員	派遣職員		岸本町は、3 団体に派遣している。新町発足後もこれらの団体経営上から派遣が必要となる。		現行のまま新町に引き継ぐ																																																																																																																																																											
	<p>町が関係する公益法人等へ職員を派遣し、地域政策を推進する・職員派遣をした場合の派遣協定書の作成 (職員の処遇、給与等の支払方法など) 現在の派遣先 植田正治写真美術財団 3名(内1名学芸員) 岸本町スポーツ振興事業団2名(体育指導員) 南部箕蚊屋広域連合 1名 上記団体とも、本町で給与支払い 南部箕蚊屋広域連合は、給与分を負担金として、岸本町に支払う。 いずれも、併任により派遣条例適用除外としている</p>	<p>町が関係する公益法人等へ職員を派遣し、地域政策を推進する・職員派遣をした場合の派遣協定書の作成 (職員の処遇、給与等の支払方法など) 現在の派遣先 なし</p>																																																																																																																																																															

行政現況調査調整一覧表

行政現況調査調整一覧表										幹事長専決事項		
専門部会名	総務部会			責任者	岡田賢治		ワーキンググループ名	一般職の職員の身分の取扱い			責任者	岡田安路
合併協定項目	一般職の職員の身分の取扱い			各種事務事業の取扱い			備考					
連番	岸本町			溝口町			課題・問題点			調整方法		
5	管理職員等の範囲 地方公務員法第52条第3項の規定により管理職員等の範囲を指定 (労働組合活動ができない職員の範囲) 公平委員会の事務を鳥取県公平委員会へ委託 管理職の範囲の異動等が生じた場合、鳥取県公平委員会へ報告			管理職員等の範囲 地方公務員法第52条第3項の規定により管理職員等の範囲を指定 (労働組合活動ができない職員の範囲) 公平委員会の事務を鳥取県公平委員会へ委託 管理職の範囲の異動等が生じた場合、鳥取県公平委員会へ報告			組織、課等の組織体系が異なるため、それに併せて管理職員等の範囲が違っている。 労働組合活動ができない管理職員等の範囲について、岸本町には、「課長補佐(総務課所属)、行政係長、財政係長」が定めてない。			合併時に一元化する 一元化案 新町の組織体系により、管理的職員の範囲を定める 新町の組織体系によるが、職員組合活動を行うことができない職員の範囲として、「人事」「給与」「財政」を担当する職員の職務を指定することとする。		
	機関		職	機関		職						
	議会事務局		局長	議会事務局		局長			議会事務局 局長			
	町長部局		課長 合併推進室長 出納室長 行政改革推進室長 参事	町長部局		課長 室長 課長補佐(総務課に所属するものに限る)行政係長 財政係長			町長部局 課長、室長、所長、総務課課長補佐、財政担当、人事・給与担当			
	保育所		所長	保育所		所長			保育所 所長			
	保健福祉センター		センター長	教育委員会		教育長			教育委員会 教育長、教育次長			
	教育委員会事務局		教育長 教育次長	事務局					中央公民館 館長			
	公民館		館長	中学校		校長 教頭			中学校 校長、教頭			
	中学校		校長 教頭	小学校		校長 教頭			小学校 校長、教頭			
	小学校		校長 教頭									
6	初任給基準 新たに職員となった者の給与月額基準			初任給基準 新たに職員となった者の給与月額基準			(1) 行政職については、同一のため問題がない。 (2) 技能労務職については、給料表の組替えのため、初任給の等級が違うが、昇格運用基準から月額を比較すると、技能職の高卒の月額は、同額となる。技能労務職の労務職員については、初任給の月額が異なる。			合併時に一元化する。 一元化案 (1) 行政職については現行のまま新町に引き継ぐ (2) 技能労務職については合併時に一元化する 給料表の調整項目で調整した後の昇格運用基準に従い、初任給基準を定めるものとする。		
	行政職 平成16年3月現在			行政職 平成16年3月現在								
	試験	学歴免許等	初任給	給与月額	試験	学歴免許等	初任給	給与月額				
	正規	上級	2級2号給	170,700円	正規	上級	2級2号給	170,700円				
	の試	中級	1級5号給	148,500円	の試	中級	1級5号給	148,500円				
	験	初級	1級3号給	138,800円	験	初級	1級3号給	138,800円				
	その他	高校卒	1級2号給	134,400円	その他	高校卒	1級2号給	134,400円				
	*「上級」を適用する職員：保健師、管理栄養士 *「中級」を適用する職員：保育士 *「初級」を適用する職員：上記以外の職員			*「上級」を適用する職員：保健師、管理栄養士 *「中級」を適用する職員：保育士 *「初級」を適用する職員：上記以外の職員								
	技能労務職			技能労務職								
	試験	学歴免許等	初任給	給与月額	試験	学歴免許等	初任給	給与月額				
技能職員	高校卒	1級6号給	134,400円	技能職員	高校卒	1級3号給	138,800円					
	中学卒	1級4号給	128,100円		中学卒	1級2号給	134,400円					
労務職員		別に定める		労務職員		1級2号給～1級6号給						

行政現況調書調整一覧表

行政現況調書調整一覧表						幹事長専決事項		
専門部会名	総務部会	責任者	岡田賢治	ワーキンググループ名	一般職の職員の身分の取扱い		責任者	岡田安路
合併協定項目	一般職の職員の身分の取扱い		各種事務事業の取扱い		備考			
連番	岸 本 町		溝 口 町		課題・問題点		調整方法	
7	<p>管理職手当 管理職とは、管理又は監督の地位にある職員の職のうち任命権者が指定するものであり、給料表の6級以上がこれにあたる。</p> <p>支給率 課長・局長・所長・次長・室長：給料月額 の8% 参事：給料月額の5%</p> <p>管理職員特別勤務手当 臨時又は緊急の必要のある公務により週休日又は祝日、年末年始の休日に勤務した場合に支給される 6時間以内の勤務1回につき 8,000円 6時間を越える勤務1回につき12,000円</p>	<p>管理職手当 管理職とは、管理又は監督の地位にある職員の職のうち任命権者が指定するものであり、給料表の5級以上のもので次の職にあるものがこれにあたる。</p> <p>支給率 課長、室長、館長（町長の承認を得たものに限る）主査、所長（町長の承認を得たものに限る）、局長、次長：給料月額の8% 課長補佐、所長、室長補佐、館長、主任保育士（町長の承認を得たものに限る）次長補佐：給料月額の6%</p> <p>管理職員特別勤務手当 臨時又は緊急の必要のある公務により週休日又は祝日、年末年始の休日に勤務した場合に支給される 6時間以内の勤務1回につき 8,000円 6時間を越える勤務1回につき12,000円</p>	管理職の管理職手当支給率に相違がある		合併時に一元化する 一元化案 課長補佐級の管理職を廃止する。（職務給6級以上で専決権のある者を管理職の範囲とする）			

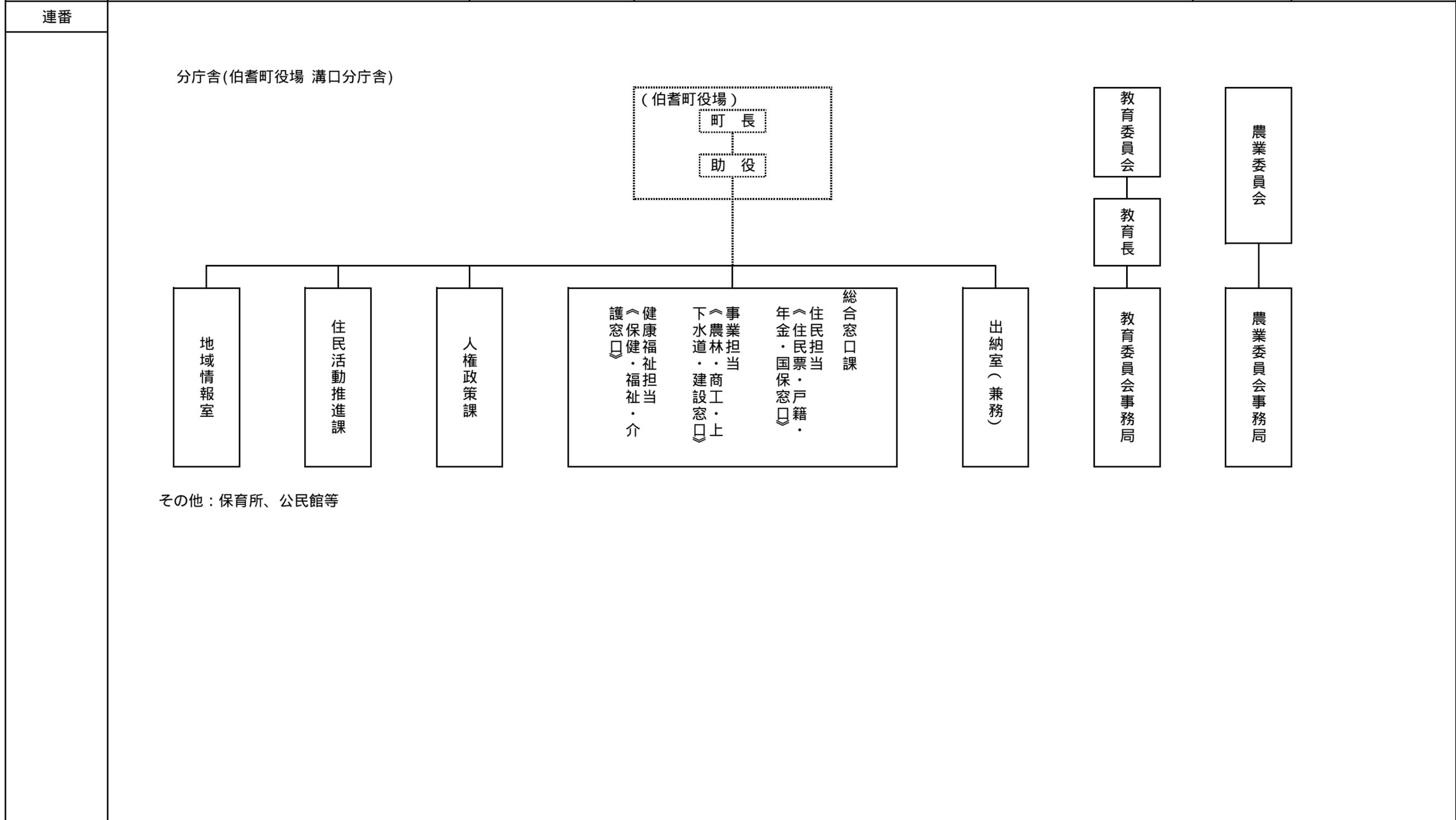
協議会提案事項	
責任者	影山知也

専門部会名		責任者		ワーキンググループ名		責任者	影山知也
合併協定項目	7 機構及び組織の取り扱い	各種事務事業の取扱い				備考	

連番							
1	<p>調整方針</p> <p>新町の機構及び組織の取り扱いについては、次の方針に基づき整備するものとする。</p> <p>現岸本町役場を本庁舎とし、現溝口町役場を分庁舎として利用する。</p> <p>地方分権、新町まちづくり計画及び新たな行政課題に対応できるものとする。</p> <p>住民が利用しやすく、分かりやすいものとする。</p> <p>新町の組織案</p> <p>組織案の基本的考え方</p> <ol style="list-style-type: none"> 岸本本庁舎に主要な組織を集中させることにより事務の効率化を図る。 溝口分庁舎には教育委員会及び農業委員会などを置く。 また、岸本町健康福祉センターに置いていた健康福祉課は、岸本本庁舎に移転し、岸本本庁舎に行けばあらゆる用務ができるようにする。 溝口地区の住民の利便を考え、溝口分庁舎に総合窓口を置き、住民票・戸籍・国保・年金・税務・農林・商工・福祉・保健などの窓口業務を担当させる。 溝口分庁舎に人権政策課を置き、人権政策により一層力を入れる。 まちづくり委員会の商工観光部会から観光行政の専門組織を置いてもらいたいとの提言があった。これを受け、商工観光課を設置し一層力を入れる。 まちづくり委員会の農業部会からまちづくり委員会のような住民が町行政に参画できる仕組みを作ってほしいという提言があった。また、合併まちづくり計画にも「協働のまちづくりプロジェクト」が重点施策に位置付けられている。 これを踏まえて、住民が町行制に参画できる仕組み作りやボランティア活動及び公民館活動の推進などを進めるため、住民活動推進課を溝口分庁舎に置く。 これにより、溝口分庁舎の空スペースを住民参画や公民館活動などの拠点として活用する。 岸本本庁舎の総務課内に合併対策室を置いて、合併後にも引続き必要となる事務調整や例規調整を行うとともに、新町での事務が円滑に行われるように各組織の連絡調整を行う。 <p>組織図（案）</p> <p>本庁舎（伯耆町役場）</p> <div style="text-align: center;"> <pre> graph TD Mayor[町長] --- Deputy[助役] Deputy --- MainLine[] MainLine --- Construction[建設課] MainLine --- Industry[産業振興課] MainLine --- Commerce[商工観光課] MainLine --- Water[上下水道課] MainLine --- Environment[生活環境課] MainLine --- Health[健康対策課] MainLine --- Welfare[福祉課] MainLine --- Planning[企画振興課] MainLine --- Tax[税務課] MainLine --- Resident[住民課] MainLine --- General[総務課 (合併対策室) (行政改革推進室) (選管)] MainLine --- Finance[出納室] Council[町議会] --- CouncilOffice[議会事務局] </pre> </div> <p>その他: 写真美術館、給食センター、保育所、B & G、公民館</p>						

協議会提案事項	
責任者	影山知也

専門部会名		責任者		ワーキンググループ名		責任者	影山知也
合併協定項目	7 機構及び組織の取り扱い	各種事務事業の取扱い				備考	



新町組織の主な事務分掌 (案)

〔伯耆町役場〕

課所名・担当(係)	主な事務分掌	
総務課	庶務担当	議会、庶務用務に関すること 防災行政無線、消防に関すること。 庁舎案内及び連絡に関すること。
	財政担当	財政に関すること。
	選挙管理委員会	選挙管理委員会事務局
	合併対策室	合併に関すること。
	行政改革推進室	行政改革、事務改善に関すること。
住民課	住民担当	戸籍、住民票に関すること。
	保険・年金担当	国民健康保険、国民年金に関すること。
税務課	税務担当	住民税・国保税に関すること
企画振興課	企画担当	総合計画等に関すること。 景観形成に関すること。
	地域振興担当	地域振興に関すること。(まちづくり及び公園を含む。) 交通安全啓発、路線バスに関すること。 都市計画、過疎計画・過疎対策に関すること 電算、地域の情報化計画に関すること。
	情報担当	
福祉課	児童福祉・社会福祉担当	児童福祉、社会福祉全般に関すること。
	障害者福祉担当	障害者福祉等に関すること。
	高齢者福祉担当	高齢者福祉に関すること
健康対策課	保健・衛生担当	保健、衛生に関すること。
	健康増進担当	健康づくりに関すること。
生活環境課		公害防止、環境保全、ゴミ処理に関すること
上下水道課	上水道担当	上水道、簡易水道事業に関すること。
	下水道担当	下水道、農業集落排水事業に関すること。
商工観光課	商工担当	商工振興に関すること。
	観光担当	観光振興に関すること。
産業振興課	農林水産担当	農業、林業、水産業の振興に関すること。
建設課	道路担当	道路、橋梁の新設改良、維持管理及び修繕に関すること。
	河川・住宅担当	堤防及び河川の新設改良、維持管理及び修繕に関すること。
	地籍担当	地籍調査事業に関すること
出納室		金銭の収入、支出事務に関すること。
議会事務局		議会に関すること

〔伯耆町役場 溝口分庁舎〕

課所名・担当	主な事務分掌	
総合窓口	住民担当	住民票、戸籍窓口、年金、国民年金の窓口業務に関すること。
	事業担当	農林、商工、建設、上下水道の窓口業務に関すること。
	健康福祉担当	保健、福祉、介護保険の窓口業務に関すること。 保健・福祉、介護保険の相談に関すること。
人権政策課		青少年女性施策に関すること。 同和対策を始めとした人権施策に関すること。
住民活動推進課		ボランティア、NPOに関すること。 町行政への住民参画に関すること。 地域・住民活動の企画・運営・支援に関すること。
出納室(兼務)		金銭の収入、支出事務に関すること。
教育委員会事務局	総務担当	教育行政全般、教育委員会に関すること
	学事担当	小中学校に関すること。
	社会教育担当	住民の生涯教育に関すること。
	社会体育担当	スポーツ振興に関すること。
農業委員会	文化担当	文化振興、文化財保護に関すること。
		農業委員会に関すること 農地の転用(法第4、5条)等に関すること
地域情報室		有線テレビ事業の統括に関すること。 CATV施設整備事業に関すること。

新町まちづくり計画の重点施策の事務分担(案)

重点施策	プロジェクト	具体的施策	事務分担
自然と共生するまち	新町エコタウン推進プロジェクト	新町の全体の省エネルギーや3事業の推進 下水道整備等による日野川等の水質保全 あらゆる世代にける環境意識の醸成と実践 新町1人1菜園づくり運動の展開	企画振興課 生活環境課 " 産業振興課
	安全な循環型農業プロジェクト	循環型農業による安全な農畜産物の生産振興 新たな担い手の育成と雇用の場づくり 新町の特産品開発と観光農業の促進 販売体制の強化による消費拡大	" " "
交流・循環するまち	快適な道路・交通・情報化プロジェクト	道路網の整備改善と歩道の設置による安全な道づくり 循環型バスの導入による新たな公共交通網の形成 CATVの整備による情報通信ネットワークの構築	建設課 企画振興課 "
	観光交流産業プロジェクト	総合的な情報拠点と機能強化と統一した案内板の設置 観光交流リゾート拠点の拡充整備と広域観光の推進 農村空間を活かしたグリーンツーリズムの推進 観光交流産業の雇用創出と若者定住の推進 正面大山ブランド化を推進する観光交流専門機関の設置	商工観光課 " " "
豊かなこころが育つまち	地域の人づくりプロジェクト	図書館の整備における生涯学習拠点の充実 地域個性を生かした学校教育の充実 農業体験や地産地消を通じた職農教育の推進	教育委員会 " 教育委員会・産業振興課
	芸術文化育成プロジェクト	(仮称)大山芸術工房の開設 多様な芸術文化を通じた体験交流の推進 地元住民の芸術文化活動の支援	教育委員会 " "
健康・安心のまち	暮らしの安心プロジェクト	(仮称)健やか安心センターの設置 医療体制の強化による医療サービスの充実 子育て支援制度の充実 障害者が安心して暮らせる環境づくり ボランティア活動の推進	健康対策課・福祉課 健康対策課 福祉課 " 住民活動推進課
	地域の健康づくりプロジェクト	病気にかからない体づくりの推進 誰もが快適に歩ける新町のウォーキングトレイルの整備	健康対策課 建設課
住民と行政による協働のまち	協働のまちづくりプロジェクト	住民まちづくり会議の設置 地域活動の拠点機能の強化 新町の地域リーダーや組織の育成	住民活動推進課 " "
	行政運営強化プロジェクト	機動力のある行政運営の実現 情報公開の推進と行政評価制度の確立	総務課(行政改革推進室) "

行政現況調査調整一覧表

行政現況調査調整一覧表							協議会提案事項	
専門部会名	事務局扱い	責任者		ワーキンググループ名		責任者	斉下正司	
合併協定項目	11 特別職の職員の身分の取り扱い		各種事務事業の取扱い		備考			
連番	岸 本 町	溝 口 町		課題・問題点	調整方法			
1	<p>1. 常勤の特別職</p> <p>(1) 町長</p> <ul style="list-style-type: none"> 根拠 地方自治法第139条第2項 市町村に市町村長を置く。 地方自治法第140条第1項 普通地方公共団体の長の任期は、4年とする。 合併時の職務代理 地方自治法施行令第1条の2第1項 普通地方公共団体の設置があった場合においては、従来当該普通地方公共団体の地域の属していた関係地方公共団体の長たる者又は長であった者のうちからその協議により定めた者が、当該普通地方公共団体の長が選挙されるまでの間、その職務を行う。 新町での町長選挙 公職選挙法 第33条第3項 市町村の設置に因る議会の議員の一般選挙及び長の選挙は、地方自治法第7条第6項の告示による当該市町村の設置の日から50日以内に行う。 <p>(2) 助役</p> <ul style="list-style-type: none"> 根拠 地方自治法第161条第2項 市町村に助役1人を置く。但し、条例でこれを置かないことができる。 第3項 副知事及び助役の定数は、条例でこれを増加することができる。 第162条 副知事及び助役は、普通地方公共団体の長が議会の同意を得てこれを選任する。 第163条 副知事及び助役の任期は、4年とする。(以下省略) 新町での助役の選任 地方自治法第162条 副知事及び助役は、普通地方公共団体の長が議会の同意を得てこれを選任する。 <p>(3) 収入役</p> <ul style="list-style-type: none"> 根拠 地方自治法第168条第2項 市町村に収入役1人を置く。ただし、町村は、条例で収入役を置かず町村長又は助役をしてその事務を兼掌させることができる。 岸本町・溝口町の状況 岸本町：収入役を置かない(助役兼掌)。岸本町収入役事務兼掌条例(平成11年条例第16号) 溝口町：収入役を置かない(助役兼掌)。溝口町に収入役を置かない条例(平成9年条例第22号) <p>(4) 教育長(分類上は一般職であるが本項目で調整)</p> <ul style="list-style-type: none"> 根拠 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第3条 教育委員会は、5人の委員をもって組織する。(以下省略) 第4条 委員は、(中略)地方公共団体の長が、議会の同意を得て、任命する。 		<p>新設合併する市町村においては、関係町の町長、助役、教育長は、合併の日の前日に失職することとなる。 溝口町の外国旅行の旅費は、国家公務員等の旅費に関する法律で定める額(9級以上の職務にある者)を準用している。岸本町も同様であるが、改正がなされていない。 旅費の支給に関する取り扱いが異なる。</p>		<p>新町に町長のほか常勤特別職として助役、教育長を各1名置く。 給与については、西部町村会報酬等審議会の決定をもとに定める。 旅費については、溝口町の例をもとに合併時に一元化するものとし、支給方法については一般職員の例によるものとする。</p> <p>(1. 出張は原則として自家用車の使用は認めないものとする。ただし、公用車が手配できない場合に限り自家用車の利用も止むを得ないものとする。 2. 車賃は、1km当たり16円とし、片道7km未満の自家用車使用の場合は支給しない。 3. 自家用自動車使用の場合は、車賃の金額で支給する。 4. 日当は、片道50km未満は支給しない。50km以上100km未満の場合は、2分の1とする。)</p>			

専門部会名	事務局扱い		責任者		ワーキンググループ名		責任者	斉下正司																							
合併協定項目	11 特別職の職員の身分の取り扱い		各種事務事業の取扱い		備考																										
連番	岸本町	溝口町	課題・問題点		調整方法																										
	<p>第16条 教育委員会に教育長を置く。</p> <p>2 教育長は、第6条の規定にかかわらず、当該教育委員会の委員（委員長を除く。）である者のうちから、教育委員会が任命する。</p> <p>3 教育長は、委員としての任期期間中に在任するものとする。ただし、地方公務員法第27条、第28条及び第29条の規定の適用を妨げない。</p> <p>・合併時の職務代理</p> <p>地方教育行政の組織及び運営に関する法律施行令第18条 市町村の設置があった場合においては、法第4条の規定にかかわらず、地方自治法施行令第1条の2の規定による市町村の長の職務を行う者（以下「市町村長職務執行者」という。）が、従来その地域に属していた市町村の教育委員会の委員であった者で当該新たに設置された市町村の設置に伴い委員の職を失うこととなったものうちから、当該市町村の教育委員会の委員を臨時に選任する。</p> <p>第19条 市町村の設置があった場合においては、法第16条の規定にかかわらず、最初に法4条の規定により教育委員会の委員が任命されるまでの間、前条第1項の規定により専任された委員の互選により当該委員のうちから定めた者を教育長とするものとする。</p>																														
	<p>(5) 常勤の特別職の給料月額及び期末手当比較表（岸本町・溝口町同一）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>職名</th> <th>給料月額</th> <th>期末手当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">町長</td> <td>岸本町</td> <td rowspan="6">給料月額×120/100に相当する額に、6月に支給する場合は160/100を、12月に支給する場合は170/100を乗じて得た額</td> </tr> <tr> <td>溝口町</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">助役</td> <td>岸本町</td> </tr> <tr> <td>溝口町</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">教育長</td> <td>岸本町</td> </tr> <tr> <td>溝口町</td> </tr> </tbody> </table>		職名	給料月額	期末手当	町長	岸本町	給料月額×120/100に相当する額に、6月に支給する場合は160/100を、12月に支給する場合は170/100を乗じて得た額	溝口町	助役	岸本町	溝口町	教育長	岸本町	溝口町																
職名	給料月額	期末手当																													
町長	岸本町	給料月額×120/100に相当する額に、6月に支給する場合は160/100を、12月に支給する場合は170/100を乗じて得た額																													
	溝口町																														
助役	岸本町																														
	溝口町																														
教育長	岸本町																														
	溝口町																														
	<p>(6) 常勤の特別職の旅費比較表</p> <p>内国旅行</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th rowspan="2">車賃 (1Kmにつき)</th> <th rowspan="2">日当 (1日につき)</th> <th colspan="2">宿泊料(1夜につき)</th> <th rowspan="2">食卓料 (1夜につき)</th> </tr> <tr> <th>県外</th> <th>県内</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">町長 助役 教育長</td> <td>岸本町 37円 (運用で16円)</td> <td rowspan="2">2,600円</td> <td rowspan="2">13,100円</td> <td rowspan="2">11,800円</td> <td rowspan="2">2,600円</td> </tr> <tr> <td>溝口町 37円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">固定資産評価員</td> <td>岸本町</td> <td colspan="4">8級の職員に準じて支給する。</td> </tr> <tr> <td>溝口町</td> <td colspan="4">規定なし</td> </tr> </tbody> </table>		区分	車賃 (1Kmにつき)	日当 (1日につき)	宿泊料(1夜につき)		食卓料 (1夜につき)	県外	県内	町長 助役 教育長	岸本町 37円 (運用で16円)	2,600円	13,100円	11,800円	2,600円	溝口町 37円	固定資産評価員	岸本町	8級の職員に準じて支給する。				溝口町	規定なし						
区分	車賃 (1Kmにつき)	日当 (1日につき)				宿泊料(1夜につき)			食卓料 (1夜につき)																						
			県外	県内																											
町長 助役 教育長	岸本町 37円 (運用で16円)	2,600円	13,100円	11,800円	2,600円																										
	溝口町 37円																														
固定資産評価員	岸本町	8級の職員に準じて支給する。																													
	溝口町	規定なし																													
	<p>注：食卓料は、例としては、航空機等を利用し機中泊となったときに、運賃に食費が含まれていない場合等に支給されるもので、この場合には宿泊料は支給されない。また、宿泊料が支給されるような場合には食卓料は支給されない。</p>																														

行政現況調書調整一覧表

協議会提案事項

専門部会名	事務局扱い	責任者	ワーキンググループ名	責任者	斉下正司																																																																																																																				
合併協定項目	11 特別職の職員の身分の取り扱い		各種事務事業の取扱い	備考																																																																																																																					
連番	岸 本 町	溝 口 町	課題・問題点	調整方法																																																																																																																					
	<p>岸本町</p> <p>1 片道7km未満で次に掲げる地域に旅行する場合の日当は、支給しない。</p> <p>(1) 岸本町、溝口町(旧溝口地区)、会見町、淀江町(旧大和地区)、日吉津村、米子市(旧五千石地区、尚徳地区、県地区、大高地区、巖地区、春日地区)</p> <p>2 片道7km以上40km未満で、次に掲げる地域に旅行する場合の日当は、支給しない。ただし、その旅行が1日につき5時間以上にわたるときは、定額の2分の1の額を支給する。</p> <p>(1) 鳥取県大栄町以西の全市町村</p> <p>(2) 島根県松江市、安来市、東出雲町、八雲村、広瀬町、伯太町、八束町、美保関町、島根町</p> <p>(3) 岡山県川上村、新庄村</p> <p>3 鳥取県内(日当を支給しない地域を除く。)及び次に掲げる地域に旅行する場合の日当は、定額の2分の1を支給する。</p> <p>(1) 島根県大田市、飯石郡以東の全市町村</p> <p>(2) 広島県比婆郡</p> <p>(3) 岡山県新見市、阿哲郡、真庭郡、苫田郡</p> <p>4 1泊2日であっても路程が500km以上の場合は、概算旅費を支給する。</p> <p>溝口町</p> <p>路程100km未満の旅行をする場合はの日当は、支給しない</p> <p>外国旅費 (単位:円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th rowspan="2"></th> <th colspan="4">日当(1日につき)</th> <th colspan="4">宿泊料(1夜につき)</th> <th rowspan="2">食卓料(1夜につき)</th> </tr> <tr> <th>指定都市</th> <th>甲地方</th> <th>乙地方</th> <th>丙地方</th> <th>指定都市</th> <th>甲地方</th> <th>乙地方</th> <th>丙地方</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">町長</td> <td>岸本町</td> <td>4,700</td> <td>4,200</td> <td>3,800</td> <td>規定なし</td> <td>14,600</td> <td>12,700</td> <td>11,400</td> <td>規定なし</td> <td>5,600</td> </tr> <tr> <td>溝口町</td> <td>7,200</td> <td>6,200</td> <td>5,000</td> <td>4,500</td> <td>22,500</td> <td>18,800</td> <td>15,100</td> <td>13,500</td> <td>6,700</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">助役</td> <td>岸本町</td> <td>4,700</td> <td>4,200</td> <td>3,800</td> <td>規定なし</td> <td>14,600</td> <td>12,700</td> <td>11,400</td> <td>規定なし</td> <td>5,600</td> </tr> <tr> <td>溝口町</td> <td>7,200</td> <td>6,200</td> <td>5,000</td> <td>4,500</td> <td>22,500</td> <td>18,800</td> <td>15,100</td> <td>13,500</td> <td>6,700</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">固定資産評価員</td> <td>岸本町</td> <td colspan="9">8級の職員に準じて支給する。</td> </tr> <tr> <td>溝口町</td> <td colspan="9">規定なし</td> </tr> </tbody> </table> <p>支度料及び死亡手当</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th rowspan="2"></th> <th colspan="3">支度料</th> <th rowspan="2">死亡手当</th> </tr> <tr> <th>旅行期間1月未満</th> <th>旅行期間1月以上3月未満</th> <th>旅行期間3月以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">町長</td> <td>岸本町</td> <td rowspan="2">70,070円</td> <td rowspan="2">85,090円</td> <td rowspan="2">100,100円</td> <td rowspan="2">520,000円</td> </tr> <tr> <td>溝口町</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">助役</td> <td>岸本町</td> <td rowspan="2">70,070円</td> <td rowspan="2">85,090円</td> <td rowspan="2">100,100円</td> <td rowspan="2">520,000円</td> </tr> <tr> <td>溝口町</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">固定資産評価員</td> <td>岸本町</td> <td colspan="3">8級の職員に準じて支給する。</td> <td rowspan="2">520,000円</td> </tr> <tr> <td>溝口町</td> <td colspan="3">規定なし</td> </tr> </tbody> </table> <p>注：支度料は、海外に出張する際の準備費用として支給されるもの。</p>		区分		日当(1日につき)				宿泊料(1夜につき)				食卓料(1夜につき)	指定都市	甲地方	乙地方	丙地方	指定都市	甲地方	乙地方	丙地方	町長	岸本町	4,700	4,200	3,800	規定なし	14,600	12,700	11,400	規定なし	5,600	溝口町	7,200	6,200	5,000	4,500	22,500	18,800	15,100	13,500	6,700	助役	岸本町	4,700	4,200	3,800	規定なし	14,600	12,700	11,400	規定なし	5,600	溝口町	7,200	6,200	5,000	4,500	22,500	18,800	15,100	13,500	6,700	固定資産評価員	岸本町	8級の職員に準じて支給する。									溝口町	規定なし									区分		支度料			死亡手当	旅行期間1月未満	旅行期間1月以上3月未満	旅行期間3月以上	町長	岸本町	70,070円	85,090円	100,100円	520,000円	溝口町	助役	岸本町	70,070円	85,090円	100,100円	520,000円	溝口町	固定資産評価員	岸本町	8級の職員に準じて支給する。			520,000円	溝口町	規定なし						
区分		日当(1日につき)				宿泊料(1夜につき)				食卓料(1夜につき)																																																																																																															
		指定都市	甲地方	乙地方	丙地方	指定都市	甲地方	乙地方	丙地方																																																																																																																
町長	岸本町	4,700	4,200	3,800	規定なし	14,600	12,700	11,400	規定なし	5,600																																																																																																															
	溝口町	7,200	6,200	5,000	4,500	22,500	18,800	15,100	13,500	6,700																																																																																																															
助役	岸本町	4,700	4,200	3,800	規定なし	14,600	12,700	11,400	規定なし	5,600																																																																																																															
	溝口町	7,200	6,200	5,000	4,500	22,500	18,800	15,100	13,500	6,700																																																																																																															
固定資産評価員	岸本町	8級の職員に準じて支給する。																																																																																																																							
	溝口町	規定なし																																																																																																																							
区分		支度料			死亡手当																																																																																																																				
		旅行期間1月未満	旅行期間1月以上3月未満	旅行期間3月以上																																																																																																																					
町長	岸本町	70,070円	85,090円	100,100円	520,000円																																																																																																																				
	溝口町																																																																																																																								
助役	岸本町	70,070円	85,090円	100,100円	520,000円																																																																																																																				
	溝口町																																																																																																																								
固定資産評価員	岸本町	8級の職員に準じて支給する。			520,000円																																																																																																																				
	溝口町	規定なし																																																																																																																							

専門部会名	事務局扱い	責任者		ワーキンググループ名		責任者	斉下正司																																						
合併協定項目	11 特別職の職員の身分の取り扱い	各種事務事業の取扱い			備考																																								
連番	岸本町	溝口町			課題・問題点	調整方法																																							
2	2. 議会議員 (1) 議会議員の定数及び任期については、協議項目9で協議する。 (2) 議員の報酬・費用弁償比較表 報酬			費用弁償の取り扱いが異なる。		定数・任期は、協議項目9議員定数及び任期の取り扱いによる。 報酬は、現行の額及び西部町村会報酬等審議会の決定をもとに定める。 費用弁償として支給する旅費の額は、溝口町の例をもとに定めるものとし、支給方法は一般職員の例による。 (1. 車賃は1km当たり16円とする。 2. 議員が召集に応じ、又は委員会に出席した場合における日当の額は、定額の2分の1に相当する額とする。)																																							
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>報酬額</th> <th>期末手当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>議長</td> <td>岸本町 溝口町</td> <td>308,000円</td> <td rowspan="6">給料月額×120/100に相当する額に、6月に支給する場合は160/100を、12月に支給する場合は170/100を乗じて得た額</td> </tr> <tr> <td>副議長</td> <td>岸本町 溝口町</td> <td>229,000円</td> </tr> <tr> <td>常任委員長</td> <td>岸本町 溝口町</td> <td>220,000円</td> </tr> <tr> <td>議会運営委員長</td> <td>岸本町 溝口町</td> <td>220,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">議員</td> <td>岸本町</td> <td rowspan="2">215,000円</td> </tr> <tr> <td>溝口町</td> </tr> </tbody> </table>			区分	報酬額	期末手当	議長	岸本町 溝口町	308,000円	給料月額×120/100に相当する額に、6月に支給する場合は160/100を、12月に支給する場合は170/100を乗じて得た額	副議長	岸本町 溝口町	229,000円	常任委員長	岸本町 溝口町	220,000円	議会運営委員長	岸本町 溝口町	220,000円	議員	岸本町	215,000円	溝口町																						
区分	報酬額	期末手当																																											
議長	岸本町 溝口町	308,000円	給料月額×120/100に相当する額に、6月に支給する場合は160/100を、12月に支給する場合は170/100を乗じて得た額																																										
副議長	岸本町 溝口町	229,000円																																											
常任委員長	岸本町 溝口町	220,000円																																											
議会運営委員長	岸本町 溝口町	220,000円																																											
議員	岸本町	215,000円																																											
	溝口町																																												
	内国旅費																																												
	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th rowspan="2">車賃 (1Kmにつき)</th> <th rowspan="2">日当 (1日につき)</th> <th colspan="2">宿泊料(1夜につき)</th> <th rowspan="2">食卓料 (1夜につき)</th> </tr> <tr> <th>県外</th> <th>県内</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>岸本町</td> <td>37円(運用で16円)</td> <td rowspan="2">2,600円</td> <td rowspan="2">13,100円</td> <td rowspan="2">11,800円</td> <td rowspan="2">2,600円</td> </tr> <tr> <td>溝口町</td> <td>37円</td> </tr> </tbody> </table>			区分	車賃 (1Kmにつき)	日当 (1日につき)	宿泊料(1夜につき)		食卓料 (1夜につき)	県外	県内	岸本町	37円(運用で16円)	2,600円	13,100円	11,800円	2,600円	溝口町	37円																										
区分	車賃 (1Kmにつき)	日当 (1日につき)	宿泊料(1夜につき)				食卓料 (1夜につき)																																						
			県外	県内																																									
岸本町	37円(運用で16円)	2,600円	13,100円	11,800円	2,600円																																								
溝口町	37円																																												
	岸本町 1 支給方法は、一般職員の例による 2 議員が召集に応じ、又は委員会に出席した場合における日当の額は、定額の2分の1に相当する額とする。																																												
	溝口町 1 支給方法は、一般職員の例による 2 召集に応じ、又は委員会に出席するため、管内に旅行したときの費用弁償として支給する旅費の額は、車賃を含めて1日につき2,600円以内とする。																																												
	外国旅費 (単位：円)																																												
	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="4">日当(1日につき)</th> <th colspan="4">宿泊料(1夜につき)</th> <th rowspan="2">食卓料 (1夜につき)</th> </tr> <tr> <th>指定都市</th> <th>甲地方</th> <th>乙地方</th> <th>丙地方</th> <th>指定都市</th> <th>甲地方</th> <th>乙地方</th> <th>丙地方</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>岸本町</td> <td>4,700</td> <td>4,200</td> <td>3,800</td> <td>規定なし</td> <td>14,600</td> <td>12,700</td> <td>11,400</td> <td>規定なし</td> <td>5,600</td> </tr> <tr> <td>溝口町</td> <td>7,200</td> <td>6,200</td> <td>5,000</td> <td>4,500</td> <td>22,500</td> <td>18,800</td> <td>15,100</td> <td>13,500</td> <td>6,700</td> </tr> </tbody> </table>			区分	日当(1日につき)				宿泊料(1夜につき)				食卓料 (1夜につき)	指定都市	甲地方	乙地方	丙地方	指定都市	甲地方	乙地方	丙地方	岸本町	4,700	4,200	3,800	規定なし	14,600	12,700	11,400	規定なし	5,600	溝口町	7,200	6,200	5,000	4,500	22,500	18,800	15,100	13,500	6,700				
区分	日当(1日につき)				宿泊料(1夜につき)				食卓料 (1夜につき)																																				
	指定都市	甲地方	乙地方	丙地方	指定都市	甲地方	乙地方	丙地方																																					
岸本町	4,700	4,200	3,800	規定なし	14,600	12,700	11,400	規定なし	5,600																																				
溝口町	7,200	6,200	5,000	4,500	22,500	18,800	15,100	13,500	6,700																																				
	支度料及び死亡手当																																												
	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="3">支度料</th> <th rowspan="2">死亡手当</th> </tr> <tr> <th>旅行期間1月未満</th> <th>旅行期間1月以上 3月未満</th> <th>旅行期間3月以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>岸本町</td> <td rowspan="2">70,070円</td> <td rowspan="2">85,090円</td> <td rowspan="2">100,100円</td> <td rowspan="2">520,000円</td> </tr> <tr> <td>溝口町</td> </tr> </tbody> </table>			区分	支度料			死亡手当	旅行期間1月未満	旅行期間1月以上 3月未満	旅行期間3月以上	岸本町	70,070円	85,090円	100,100円	520,000円	溝口町																												
区分	支度料				死亡手当																																								
	旅行期間1月未満	旅行期間1月以上 3月未満	旅行期間3月以上																																										
岸本町	70,070円	85,090円	100,100円	520,000円																																									
溝口町																																													

行政現況調書調整一覧表

行政現況調書調整一覧表							協議会提案事項	
専門部会名	事務局扱い	責任者		ワーキンググループ名		責任者	斉下正司	
合併協定項目	11 特別職の職員の身分の取り扱い		各種事務事業の取扱い		備考			
連番	岸 本 町		溝 口 町		課題・問題点	調整方法		
3	3．農業委員会委員（合併特例法第8条第1項） （1）農業委員会議員の定数及び任期については、協議項目10で協議する。 （2）現行の報酬額は別表に記載。				報酬額、費用弁償の取り扱いが異なる。	定数・任期は、協議項目10農業委員会委員定数及び任期の取り扱いによる。 報酬は、現行の額をもとに定める。 費用弁償として支給する旅費の額及び支給方法は、新町議会議員の例による。		
4	4．教育委員（地方教育行政組織及び運営に関する法律施行令第18条） （1）委員は失職する。 （2）失職した委員から町長職務代理者が5人の委員を臨時に選任する。 （3）在任期間は、新町議会の会期の末日までとする。 （4）現行の報酬額は別表に記載。				報酬額、費用弁償の取り扱いが異なる。	公平委員会は、現行のとおり県に委託する。他の行政委員会の設置、及び委員数、任期等は、法令の定めるところによるものとする。 報酬は、現行の額をもとに定める。 費用弁償として支給する旅費の額及び支給方法は、新町議会議員の例による。		
	5．選挙管理委員（地方自治法施行令第4条） （1）委員は失職する。 （2）失職した委員の互選により暫定的に定める。 （3）在任期間は、新町議会において正規の委員が選挙されるまでとする。 （4）現行の報酬額は別表に記載。							
	6．公平委員会委員（地方公務員法第195条、第196条、第197条） （1）人口15万人未満の市町村は、条例で公平委員会を置くものとする。 他の地方公共団体へ委託して事務を処理させることができる。 岸本町・溝口町ともに鳥取県人事委員会に委託している。							
	7．監査委員（地方自治法第195条、第196条、第197条） （1）委員は失職する。 （2）暫定的な措置について法に規定がないため、新町議会の同意を得て選任する。 （3）現行の報酬額は別表に記載。							
5	8．固定資産評価審査委員（地方税法第423条） （1）委員は失職する。 （2）失職した委員から町長職務代理者が選任した者を委員に充てることができる。また、新町長は議会の同意を得るまでは、従来の委員であった者のうちから選任したものをもちて委員に充てることできる。 （3）現行の報酬額は別表に記載。				組織形態、報酬額等が異なる。	設置及び団員数等については、協議項目15消防団の取り扱いによる。 報酬等については、現行の額をもとに定める。		
	9．非常勤の消防団員（消防組織法第1条、第15条、第15条の2、第15条の6） （1）消防団員の身分については、協議項目15で協議する。 （2）現行の報酬額は別表に記載。							

行政現況調書調整一覧表

行政現況調書調整一覧表							協議会提案事項	
専門部会名	事務局扱い		責任者		ワーキンググループ名		責任者	斉下正司
合併協定項目	11 特別職の職員の身分の取り扱い		各種事務事業の取扱い		備考			
連番	岸 本 町		溝 口 町		課題・問題点		調整方法	
6	<p>10 . その他の条例で定める非常勤の特別職の職員</p> <p>(1) その他の条例で定める特別職の職員のうち、諮問機関の委員の身分については、協議項目20諮問機関の取り扱いで詳細を協議する。</p> <p>(2) 現行の報酬額は別表に記載。</p>				<p>条例で定める非常勤の特別職が異なる。</p> <p>報酬が異なる。</p> <p>費用弁償の取り扱いが異なる。</p>		<p>1. 諮問機関及び付属機関等の設置については、次の方針による。</p> <p>現に両町に設置されていて、新町において引き続き設置する必要があるものは、原則として統合する。一方の町にのみ設置されているもので、新町において引き続き設置する必要があるものは、現行の制度をもとに新たに設置する。</p> <p>2. 報酬については、現行の額をもとに定める。</p> <p>3. 費用弁償として支給する旅費の額及び支給方法については、新町議会議員の例による。</p>	
7	<p>11 . 議会の議員その他非常勤の特別職の職員の公務災害補償</p> <p>岸本町：岸本町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例による。</p> <p>溝口町：議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例による。</p> <p>補償の対象となる災害：公務上の負傷、疾病、傷害又は死亡。通勤による負傷、疾病、傷害又は死亡。</p> <p>補償の種類：療養補償、休業補償、傷病補償年金、傷害補償（傷害補償年金、傷害補償一時金）、介護補償、遺族年金（遺族補償年金、遺族保証一時金）葬祭補償</p> <p>常勤の特別職の職員の公務災害補償等については、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）による。</p>				<p>両町同一の内容。問題点等なし。</p>		<p>現行のとおり新町に引き継ぐものとする。</p>	

専門部会名	事務局扱い	責任者	ワーキンググループ名	責任者	斉下正司
合併協定項目	11 特別職の職員の身分の取り扱い		各種事務事業の取扱い	備考	
連番	岸 本 町	溝 口 町	課題・問題点	調整方法	
	<p>特別職の職員に関する法令 地方公務員法（昭和25年法律第261号） 第3条 地方公務員法の職は、一般職と特別職に分ける。 2 一般職は、特別職に属する職以外の一切の職とする。 3 特別職は、次に掲げる職とする。 (1) 就任について、公選又は地方公共団体の議会の選挙、議決若しくは同意によることを必要とする職 (1) の2 地方開発事業団の理事長、理事及び幹事の職 (1) の3 地方公営企業の管理者、理事及び幹事の職 (2) 法令又は条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関に定める規定により、設けられた委員及び委員会（審議会その他これに準ずるものを含む。）の構成員の職で臨時又は非常勤のもの (3) 臨時又は非常勤の顧問、参与、調査員、嘱託員及びこれらの者に準ずる者の職 (4) 地方公共団体の長、議会の議長その他地方公共団体の機関の長の秘書の職で条例で指定するもの (5) 非常勤の消防団員及び水防団員の職</p>				
	<p>地方自治法（昭和22年法律第67号） 第180条の5 執行機関として法律の定めるところにより普通地方公共団体に置かなければならない委員会及び委員は、次のとおりである。 (1) 教育委員会 (2) 選挙管理委員会 (3) 人事委員会又は人事委員会を置かない団体にあっては公平委員会 (4) 監査委員 2 前項に掲げるものの外、執行機関として法律に定めるところにより都道府県に置かなければならない委員会は、次のとおりである。 (1) 公安委員会 (2) 地方労働委員会 (3) 収用委員会 (4) 海区漁業調整委員会 (5) 内水面漁場管理委員会 3 第1項に掲げるものの外、執行機関として法律に定めるところにより市町村に置かなければならない委員会は、次のとおりである。 (1) 農業委員会 (2) 固定資産評価審査委員会 (第4項から第8項省略)</p> <p>第203条 普通地方公共団体は、その議会の議員、委員会の委員、非常勤の監査委員その他の委員、自治紛争処理委員、審査会、審議会及び調査会等の委員その他の構成員、専門委員、投票管理者、開票管理者、選挙長、投票立会人、開票立会人及び選挙立会人その他普通地方公共団体の非常勤の職員（再任用短時間勤務職員を除く。）に対し、報酬を支給しなければならない。 2 前項の職員の中議会の議員以外の者に対する報酬は、その勤務日数に応じてこれを支給する。但し、条例で特別の定をした場合は、この限りではない。 3 第1項の者は、職務を行なうため要する費用の弁償を受けることができる。 4 普通地方公共団体は、条例で、その議会の議員に対し、期末手当を支給することができる。 5 報酬、費用弁償及び期末手当の額並びに支給方法は、条例でこれを定めなければならない。</p>				

特別職報酬及び各種賃金等比較調整表

調整金額は確定したのではなく、西部町村会報酬等審議会、周辺町村の動向、社会情勢等により変更される場合があります。

特別職等名称	岸本町			溝口町			調整案		摘要	
	単価	支給基準	備考	単価	支給基準	備考	金額	備考		
町長	750,000	月額	給料	750,000	月額	給料	西部町村会報酬等審議会の決定をもとに調整する。			
	給料月額×120/100に6月は160/100を12月は170/100を乗じた額			給料月額×120/100に6月は160/100を12月は170/100を乗じた額						
助役	623,000	月額	給料	623,000	月額	給料				
	給料月額×120/100に6月は160/100を12月は170/100を乗じた額			給料月額×120/100に6月は160/100を12月は170/100を乗じた額						
教育長	585,000	月額	給料	585,000	月額	給料				
	給料月額×120/100に6月は160/100を12月は170/100を乗じた額			給料月額×120/100に6月は160/100を12月は170/100を乗じた額						
議長	308,000	月額	給料	308,000	月額	給料			現行の額及び西部町村会報酬等審議会の決定をもとに調整する。	
	給料月額×120/100に6月は160/100を12月は170/100を乗じた額			給料月額×120/100に6月は160/100を12月は170/100を乗じた額						
副議長	229,000	月額	給料	229,000	月額	給料				
	給料月額×120/100に6月は160/100を12月は170/100を乗じた額			給料月額×120/100に6月は160/100を12月は170/100を乗じた額						
常任委員長	220,000	月額	給料	220,000	月額	給料				
	給料月額×120/100に6月は160/100を12月は170/100を乗じた額			給料月額×120/100に6月は160/100を12月は170/100を乗じた額						
議会運営委員長	220,000	月額	給料	220,000	月額	給料				
	給料月額×120/100に6月は160/100を12月は170/100を乗じた額			給料月額×120/100に6月は160/100を12月は170/100を乗じた額						
議員	215,000	月額	給料	215,000	月額	給料				
	給料月額×120/100に6月は160/100を12月は170/100を乗じた額			給料月額×120/100に6月は160/100を12月は170/100を乗じた額						
農業委員会	会長	月額		会長	月額		40,300	月額	額の低い方の例による	
	40,300			41,300						
	職務代理	月額		職務代理	月額		31,200	月額	額の低い方の例による	
	31,200			32,000						
	代表委員	月額		該当なし			31,200	月額	代表委員を設ける場合に適用	
	31,200									
	委員	月額		委員	月額		26,100	月額	額の低い方の例による	
	26,100			26,700						
教育委員会	委員長	月額		委員長	月額		40,300	月額	額の低い方の例による	
	40,300			41,300						
	委員長職務代理			委員長職務代理			31,200	月額	委員長職務代理を設ける場合に適用。農業委員会とのバランスに配慮し、農業委員会職務代理の単価を準用。	
	該当職種なし			32,000	月額					
	委員	月額		委員	月額		26,100	月額	額の低い方の例による	
	26,100			26,700						
選挙管理委員会	委員長	一回		委員長	一回		5,500	一回	額の低い方の例による	
	5,500			6,000						
	委員	一回		委員	一回		5,300	一回	額の低い方の例による	
	5,300			5,500						
監査委員	知識経験	月額		知識経験	日額		43,900	月額	岸本町の例による(月額とする)	
	43,900			9,500						
	議会選出	月額		議会選出	日額		18,600	月額	岸本町の例による(月額とする)	
	18,600			8,400						

特別職報酬及び各種賃金等比較調整表

調整金額は確定したのではなく、西部町村会報酬等審議会、周辺町村の動向、社会情勢等により変更される場合があります。

特別職等名称	岸 本 町			溝 口 町			調整案		摘要
	単 価	支給基準	備 考	単 価	支給基準	備 考	金額	備考	
固定資産評価審査委員会	委員長 5,500			委員長 6,000			5,500		選挙管理委員会委員単価を準用
	委員 5,300			委員 5,500			5,300		
選挙長	10,700	一選挙につき		10,700	一選挙につき		10,700		両町同一
開票管理者	10,700	一選挙につき		10,700	一選挙につき		10,700		
投票管理者	12,700	日額		12,700	日額		12,700		
選挙立会人	8,900	日額		8,900	日額		8,900		
開票立会人	8,900	日額		8,900	日額		8,900		
投票立会人	10,800	日額		10,800	日額		10,800		
名誉町民選考審議会				会長 6,000	日額		5,500		選挙管理委員会委員単価を準用
	5,300	日額		委員 5,500			5,300		
表彰審議会				6,000			5,500		選挙管理委員会委員単価を準用
	5,300			5,500			5,300		
その他委員									選挙管理委員会委員単価を準用
	5,300			5,500			5,300		
岸本町職員懲戒審査委員会	委員長 5,500	日額		該当なし			5,500		選挙管理委員会委員単価を準用。 ただし、非常勤特別職としない場合は、報償費とする。
	委員 5,300	日額		該当なし			5,300		
消防団	団長 113,400	機関員手当 1人当り年額8,100円 費用弁償(出勤手当) 1人当り3,900円/1回		団長 104,000	機関員手当 1人当り年額15,000円 費用弁償(出勤手当) 1人当り3,000円/1回		104,000		額の低い方の例による 機関員手当 1人当たり年額8,100円 費用弁償(出勤手当) 1人当り3,000円/1回
	副団長 71,500			副団長 77,000			71,500		
	分団長 63,800			分団長 57,000			57,000		
	副分団長 40,700			副分団長 47,000			40,700		
	部長 なし			部長 なし					
	班長 34,100			班長 44,000			34,100		
	団員 30,900			団員 42,000			30,900		
防災会議	5,300	日額		5,500	日額		5,300		選挙管理委員会委員単価を準用
同報無線利用者会議	会長 5,500			該当なし			5,500		選挙管理委員会委員単価を準用 ただし、非常勤特別職としない場合は、報償費とする。
	委員 5,300			該当なし			5,300		
水防協議会				5,500			5,300		選挙管理委員会委員単価を準用。 ただし、非常勤特別職としない場合は、報償費とする。

特別職報酬及び各種賃金等比較調整表

調整金額は確定したのではなく、西部町村会報酬等審議会、周辺町村の動向、社会情勢等により変更される場合があります。

特別職等名称	岸 本 町			溝 口 町			調整案		摘要
	単 価	支給基準	備 考	単 価	支給基準	備 考	金額	備考	
特別土地保有税審議会	委員長 5,500			委員長 6,000			5,500		選挙管理委員会委員単価を準用
	委員 5,300			委員 5,500			5,300		
総合計画審議会	委員長 5,500			委員長 6,000			5,500		選挙管理委員会委員単価を準用
	委員 5,300			委員 5,500			5,300		
交通安全推進協議会	2,400		会議出席報償費	該当なし			5,300		選挙管理委員会委員単価を準用。 ただし、非常勤特別職としない場合は、報償費とする。
交通安全指導員協議会	41,400	年額		44,000	年額		41,400		額の低い方の例による。
行革委員会				委員長 6,000			5,500		選挙管理委員会委員単価を準用 ただし、非常勤特別職としない場合は、報償費とする。
				委員 5,500			5,300		
溝口町有線テレビジョン放送 運営委員会				会長 6,000			5,500		選挙管理委員会委員単価を準用 ただし、非常勤特別職としない場合は、報償費とする。
				委員 5,500			5,300		
溝口町有線テレビジョン放送 番組審議会				会長 6,000			5,500		選挙管理委員会委員単価を準用 ただし、非常勤特別職としない場合は、報償費とする。
				委員 5,500			5,300		
溝口町農村環境改善センター 運営委員会				会長 6,000			5,500		選挙管理委員会委員単価を準用 ただし、非常勤特別職としない場合は、報償費とする。
				委員 5,500			5,300		
個人情報保護審議会	会長 5,500			該当なし			5,500		選挙管理委員会委員単価を準用 ただし、非常勤特別職としない場合は、報償費とする。
	委員 5,300			該当なし			5,300		
民生委員推薦会				会長 6,000	1回	出席報償費	5,500		選挙管理委員会委員単価を準用 ただし、非常勤特別職としない場合は、報償費とする。
	2,400	1回	出席報償費	委員 5,500	1回	出席報償費	5,300		
国保運営協議会	会長 5,500	日額		会長 6,000			5,500		選挙管理委員会委員単価を準用
	委員 5,300	日額		委員 5,500			5,300		
岸本町水道運営審議会	会長 5,500	日額	区長	該当なし			5,500		選挙管理委員会委員単価を準用 ただし、非常勤特別職としない場合は、報償費とする。
八郷地区水道運営審議会	委員 5,300	日額	区長	該当なし			5,300		
環境保全審査会	会長 5,500	日額		該当なし			5,500		選挙管理委員会委員単価を準用 ただし、非常勤特別職としない場合は、報償費とする。
	委員 5,300	日額		該当なし			5,300		
あらゆる差別をなくする審議 会	該当なし			会長 6,000			5,500		選挙管理委員会委員単価を準用 ただし、非常勤特別職としない場合は、報償費とする。
	該当なし			委員 5,500			5,300		
公民館運営審議会	5,300			5,500			5,300		選挙管理委員会委員単価を準用
児童館運営審議会	該当なし			5,500	日額		5,300		選挙管理委員会委員単価を準用。 ただし、非常勤特別職としない場合は、報償費とする。

特別職報酬及び各種賃金等比較調整表

調整金額は確定したのではなく、西部町村会報酬等審議会、周辺町村の動向、社会情勢等により変更される場合があります。

特別職等名称	岸 本 町			溝 口 町			調整案		摘要
	単 価	支給基準	備 考	単 価	支給基準	備 考	金額	備考	
中央公民館長	該当なし			178,000	月額				岸本町は嘱託職員、溝口町は非常勤特別職のため、機構及び組織、一般の職員の身分に関する調整が整った後に、決定するものとする。
日光公民館長	該当なし			160,000	月額				
二部公民館長	該当なし			160,000	月額				
隣保館運営審議会	該当なし			5,500	日額		5,300		選挙管理委員会委員単価を準用。ただし、非常勤特別職としない場合は、報償費とする。
隣保館長	該当なし			172,000	月額				公民館長が決定した後に調整
同和対策推進協議会	該当なし			5,500	日額		5,300		選挙管理委員会委員単価を準用。ただし、非常勤特別職としない場合は、報償費とする。
同和地区生活相談員	該当なし			172,000	月額				公民館長が決定した後に調整
人権教育推進員	172,500	月額		172,500	月額		172,500	月額	両町同額
小作料協議会委員	4,800	半日の場合1/2	報酬なし、出席報償費のみ	該当なし			5,300		選挙管理委員会委員単価を準用。ただし、非常勤特別職としない場合は、報償費とする。
岸本町水田農業推進協議会	4,800	一日	会議出席報償	該当なし			5,300		選挙管理委員会委員単価を準用。ただし、非常勤特別職としない場合は、報償費とする。
岸本町農事実行組合長協議会	4,800	一日	会議出席報償	該当なし			5,300		選挙管理委員会委員単価を準用。ただし、非常勤特別職としない場合は、報償費とする。
溝口町農業振興審議会	該当なし			会長 6,000	1日	会議出席報償	5,500		選挙管理委員会委員単価を準用。ただし、非常勤特別職としない場合は、報償費とする。
	該当なし			委員 5,500	1日	会議出席報償	5,300		
岸本町農政懇談会	4,800	一日	会議出席報償	該当なし			5,300		選挙管理委員会委員単価を準用。ただし、非常勤特別職としない場合は、報償費とする。
岸本町農業振興地域整備促進協議会	4,800	一日	会議出席報償	該当なし			5,300		選挙管理委員会委員単価を準用。ただし、非常勤特別職としない場合は、報償費とする。
農業後継者養成奨学生選考委員会	5,300	一日		5,500			5,300		選挙管理委員会委員単価を準用
農業改善支援センター	該当なし			会長 6,000	1日		新町では設置しない		
	該当なし			委員 5,500	1日				
学校医師：岸小：溝小、二部小、溝中	117,000	年額		77,000	年額		岸本町の例をもとに算出する。 (生徒数 × @455円/人) ただし、改定は2～3年毎とし、その間は生徒数に関係なく同額とする。	地方交付税算定基準額では、学校医師報酬224,000円、学校歯科医224,000円、学校薬剤師157,000円。両町とも算定基準よりも低い額であるため高い方の岸本町の例を用いることとした。 ・岸本町生徒1人当り445円 ・溝口町生徒1人当り312円	
学校医師：八小：日光小	85,100	年額		61,000	年額				
学校医師：岸中	117,000	年額							
学校歯科医師：岸小	117,000	年額		72,000	年額				
学校歯科医師：八小	85,100	年額							
学校歯科医師：岸中	117,000	年額							
学校薬剤師：岸小	64,000	年額		35,000	年額				岸本町の例をもとに算出する。 (生徒数 × @270円/人) ただし、改定は2～3年毎とし、その間は生徒数に関係なく同額とする。
学校薬剤師：八小	61,800	年額							
学校薬剤師：岸中	64,000	年額							
社会教育委員	5,300	日額		5,500	日額		5,300		選挙管理委員会委員単価を準用

特別職報酬及び各種賃金等比較調整表

調整金額は確定したのではなく、西部町村会報酬等審議会、周辺町村の動向、社会情勢等により変更される場合があります。

特別職等名称	岸本町			溝口町			調整案		摘要
	単価	支給基準	備考	単価	支給基準	備考	金額	備考	
文化財専門委員会(岸本) 文化財保護審議会(溝口)				会長 6,000			5,500		選挙管理委員会委員単価を準用
	5,300			委員 5,500			5,300		
総合スポーツ公園運営審議会	2,400	日額		該当なし			5,300		選挙管理委員会委員単価を準用。 ただし、非常勤特別職としない場合は、報償費とする。
体育指導委員	27,300	年額		23,400	年額		23,400		額の低い方の例による。
老人ホーム入所判定委員会	医師 8,500			医師 8,500			8,500		両町同一
	施設職員 5,000			施設職員 5,000			5,000		
南部箕蚊屋広域連合介護保険運営協議会	委員長 5,600						5,600		広域連合に加入する場合に適用(額は広域連合で決定)
	委員 5,400						5,400		
健やか子育て検討委員会	なし			会長 6,000	1回		5,500		選挙管理委員会委員単価を準用 ただし、非常勤特別職としない場合は、報償費とする。
	なし			委員 5,500	1回		5,300		
健康づくり推進協議会	なし			会長 6,000	1回		5,500		選挙管理委員会委員単価を準用 ただし、非常勤特別職としない場合は、報償費とする。
	なし			委員 5,500	1回		5,300		
保健福祉推進協議会委員	4,800	日額		会長 6,000	1回	健康づくり推進協議会	5,500		選挙管理委員会委員単価を準用 ただし、非常勤特別職としない場合は、報償費とする。
	2,400	半日		委員 5,500	1回	"	5,300		
母子保健連絡会委員	2,400	半日		会長 6,000	1回	健やか子育て検討委員会	5,500		選挙管理委員会委員単価を準用 ただし、非常勤特別職としない場合は、報償費とする。
				委員 5,500	1回		5,300		
民生児童委員			費用弁償として年額38,400円	5,500	1回		5,300		選挙管理委員会委員単価を準用。 ただし、非常勤特別職としない場合は、報償費とする。
各種計画策定委員	2,400	半日		会長 6,000			5,500		選挙管理委員会委員単価を準用 ただし、非常勤特別職としない場合は、報償費とする。
				委員 5,500			5,300		
医師1日医療	50,000	1日医療	タクシー送迎				50,000	1日、交通費別途	両町同一
医師半日医療	35,000	半日医療	タクシー送迎	35,000	半日検診		35,000	半日、交通費別途	
医師講師	25,000	講演1回	タクシー送迎	25,000	1回		25,000	1回、交通費別途	
歯科医師	18,000	医療1回	1~2時間程度	41,000	1回検診	歯科衛生士2名同伴	18,000	1回、交通費別途	額の低い方の例による。歯科衛生士同伴の場合は歯科衛生士単価により積算し加算。
歯科医師講師	-	講師		25,000	1回		25,000	1回、交通費別途	医師単価に準ずる。ただし、町内は交通費支給なし。
看護師	6,900	1日		6,550	1日		6,550	1日	額の低い方の例による。
看護師半日	3,450	半日		3,275	半日		3,275	半日	額の低い方の例による。
保健師1日	9,500	1日		6,550	1回		9,500	1日	額の低い方の例による。 1日・半日を単位とする。
保健師半日	4,750	半日					4,750	半日	

特別職報酬及び各種賃金等比較調整表

調整金額は確定したものではなく、西部町村会報酬等審議会、周辺町村の動向、社会情勢等により変更される場合があります。

特別職等名称	岸 本 町			溝 口 町			調整案		摘要
	単 価	支給基準	備 考	単 価	支給基準	備 考	金額	備考	
歯科衛生士1日	6,200	1回	1～2時間程度	7,500	1回		6,550 3,275	1日 半日	職種間のバランスに考慮し看護師単価を準用。1日・半日を単位とする。
保育士(検診)	-			6,550	1回	検診時、有資格者	6,420 3,160	1日 半日	額の低い方の臨時職員賃金単価に100円を上乗せ(溝口町の例による)。無資格者は託児スタッフを準用。
保育士(保育所)	6,320	1日		3,275	半日	有資格者	6,420 3,210	1日 半日	検診、保育士(有資格者)の単価を準用。無資格者の場合は、託児スタッフによる。
心理カウンセラー	8,120	1回		8,120	1回		8,120	1回	両町同一
託児スタッフ	3,160	1回				無資格者	6,320 3,160	1日 半日	額の低い方の臨時職員賃金単価による。有資格者の場合は、保育士(有資格者)の単価を準用
眼科医師	-			42,000	1回		50,000 35,000	1日 半日	医師単価を準用
耳鼻科医師	-			42,000	1回	看護師1名同伴	50,000 35,000	1日 半日	医師単価を準用。看護師同伴の場合は看護師単価により積算し加算。
予防接種医師	29,000	1回		25,000	1回		25,000	1回	額の低い方の例による。
小物作り等講師(町内)	5,000	1回		5,000	1回		5,000	1回	両町同額
健康教室等講師(町外)	15,000	1回		10,000	1回		10,000	1回	額の低い方の例による。
健康アドバイザー	-			3,000	1回		3,000	1回	溝口町の例による。
言語聴覚士	20,500	1回	1名でも2名でも同額	25,000	1回	1名でも2名でも同額	20,500	1回	額の低い方の例による。
ブックスタート講師	-			5,000	1回		5,000	1回	溝口町の例による。
育児相談員(保育士)	3,160	半日	有資格者	3,275	半日	有資格者	6,420 3,210	1日 半日	検診、保育士(有資格者)の単価を準用。無資格者の場合は、託児スタッフによる。
保育士助手(保育所)	6,320	1日	無資格者	3,225	半日	無資格者	6,320 3,160	1日 半日	検診、託児スタッフ(無資格者)の単価を準用。有資格者の場合は、保育士(有資格者)による。
レセプト点検員	8,200	1日		7,300	1日		7,300	1日	額の低い方の例による。
レセプト点検員(医療費分析)	6,320	1日					6,320 3,160	1日 半日	検診、託児スタッフ(無資格者)の単価を準用。
廃棄物減量等推進審議会(溝口)	該当なし			会長 6,000			5,500		選挙管理委員会委員単価を準用 ただし、非常勤特別職としない場合は、報償費とする。
	該当なし			委員 5,500			5,300		
中小企業小口融資審査協議会	2,400	半日当	商工会長 議会議長				5,300		選挙管理委員会委員単価を準用。 ただし、非常勤特別職としない場合は、報償費とする。
文化財調査補助員	7,600	日額		7,720	日額		7,600	日額	額の低い方の例による。
発掘作業員	6,720	日額		6,720	日額		6,720	日額	両町同一
遺物整理員	6,320	日額	臨時職員賃金による	6,320	日額		6,320	日額	両町同一
一般の会議等出席報償費	4,800	日額		規定なし			4,800 2,400	1日 半日	岸本町の例による。(岸本町は、条例で定めていない各種委員等には報償費を支払っている。)
臨時職員賃金	6,320	日額		6,450	日額		6,320 3,160	1日 半日	額の低い方の例による。

特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例別表等比較表

岸 本 町		溝 口 町	
区 分	条例別表に記載の有無	区 分	条例別表に記載の有無
議 会 の 監 査 委 員		監査委員	知識経験を有する者のうちから選任された監査委員
識 見 を 有 す る 監 査 委 員		監査委員	議会の議員のうちから選任された監査委員
固 定 資 産 評 価 委 員 長		固定資産評価審査委員	固定資産評価審査委員会の委員
審 査 委 員 委 員		委員	委員
特 別 土 地 保 有 税 審 議 会 の 委 員	別表中「その他条例で定める委員」	特別土地保有税審議会の委員	委員
教 育 委 員 会 委 員 長		教育委員会	委員
委 員 長 職 務 代 理 者	該当職なし	委員	委員
農 業 委 員 会 委 員 長		農業委員会	委員
委 員 長 職 務 代 理 者		委員	委員
農 業 委 員 会 委 員		委員	委員
選 挙 管 理 委 員 会 委 員 長		選挙管理委員会	委員
委 員		委員	委員
選 挙 開 票 管 理 者		選挙	長
投 票 管 理 者		投票	管理
選 挙 立 会 人		選挙	立
開 票 立 会 人		開票	立
投 票 立 会 人		投票	立
総 合 計 画 審 議 会 委 員 長		総合計画審議会の委員	委員
委 員		委員	委員
国 民 健 康 保 険 運 営 協 議 会 委 員 長		国民健康保険運営協議会	委員
委 員		委員	委員
水 道 運 営 審 議 会 委 員 長		水道運営審議会	委員
委 員		委員	該当組織なし
個 人 情 報 保 護 審 議 会 委 員 長		個人情報保護審議会	委員
委 員		委員	該当組織なし
職 員 懲 戒 審 査 委 員 会 委 員 長		職員懲戒審査委員会	委員
委 員		委員	該当組織なし
環 境 保 全 審 査 会 委 員 長		環境保全審査会	委員
委 員		委員	該当組織なし
行 政 改 革 委 員 会 の 委 員 長	該当組織なし	行政改革委員会の委員	委員
委 員		委員	委員
表 彰 審 議 委 員		表彰審議会の委員	委員
農 業 後 継 者 養 成 奨 学 生 選 考 委 員		農業後継者養成奨学生選考委員	委員
農 業 振 興 協 議 会 の 委 員 長	該当組織なし	農業振興協議会の委員	委員
委 員		委員	委員
公 民 館 運 営 審 議 委 員		公民館運営審議会の委員	委員

特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例別表等比較表

岸 本 町		溝 口 町	
区 分	条例別表に記載の有無	区 分	条例別表に記載の有無
民 生 委 員 推 薦 会 委 員	条例適用なし	民生委員推薦会の委員	委員
あ ら ゆ る 差 別 を な く す る 審 議 会 の 委 員	会長 組織なし	あ ら ゆ る 差 別 を な く す る 審 議 会 の 委 員	会長 委員
同 和 対 策 推 進 協 議 会 の 委 員	条例適用なし	同 和 対 策 推 進 協 議 会 の 委 員	委員
同 和 地 区 生 活 相 談 員	該当組織なし	同 和 地 区 生 活 相 談 員	委員
防 災 会 議 委 員		防 災 会 議 の 委 員	委員
水 防 協 議 会 の 委 員	該当組織なし	水 防 協 議 会 の 委 員	委員
隣 保 館 運 営 審 議 会 の 委 員	該当組織なし	隣 保 館 運 営 審 議 会 の 委 員	委員
児 童 館 運 営 委 員 会 の 委 員	該当組織なし	児 童 館 運 営 委 員 会 の 委 員	委員
中 央 公 民 館 の 館 長	嘱託	中 央 公 民 館 の 館 長	館長
日 光 公 民 館 の 館 長	該当組織なし	日 光 公 民 館 の 館 長	館長
二 部 公 民 館 の 館 長	該当組織なし	二 部 公 民 館 の 館 長	館長
同 報 無 線 利 用 者 協 議 会 委 員 長		同 報 無 線 利 用 者 協 議 会 委 員 長	委員
委 員		委員	該当組織なし
有 線 放 送 テ レ ビ ジ ョ ン 放 送 運 営 委 員 会 の 委 員	会長 該当組織なし	有 線 放 送 テ レ ビ ジ ョ ン 放 送 運 営 委 員 会 の 委 員	会長 委員
有 線 放 送 テ レ ビ ジ ョ ン 放 送 番 組 審 議 会 の 委 員	会長 該当組織なし	有 線 放 送 テ レ ビ ジ ョ ン 放 送 番 組 審 議 会 の 委 員	会長 委員
国 民 年 金 委 員 長	該当組織なし	国 民 年 金 委 員 長	委員
委 員		委員	委員
廃 棄 物 減 量 等 推 進 審 議 会 の 委 員 長	該当組織なし	廃 棄 物 減 量 等 推 進 審 議 会 の 委 員 長	委員
委 員		委員	委員
交 通 安 全 指 導 員		交 通 安 全 指 導 員	委員
社 会 教 育 委 員		社 会 教 育 委 員	委員
文 化 財 専 門 委 員		文 化 財 保 護 審 議 会 の 委 員	委員
体 育 指 導 委 員		体 育 指 導 委 員	委員
人 権 教 育 推 進 員		人 権 教 育 推 進 員	委員
学 校 医 師	岸本小学校 八郷小学校	学 校 医 師	条例適用なし
学 校 歯 科 医 師	岸本小学校 八郷小学校	学 校 歯 科 医 師	条例適用なし
学 校 薬 剤 師	岸本小学校 八郷小学校	学 校 薬 剤 師	条例適用なし
名 誉 町 民 選 考 審 議 会	別表中「その他条例で定める委員」	名 誉 町 民 選 考 審 議 会	会長 委員
総 合 ス ポ ー ツ 公 園 運 営 審 議 会	別表中「その他条例で定める委員」	総 合 ス ポ ー ツ 公 園 運 営 審 議 会	組織なし
別 表 で 定 め る 上 記 以 外 の 非 常 勤 特 別 職 「 条 例 で 定 め る 委 員 」		別 表 で 定 め る 上 記 以 外 の 非 常 勤 特 別 職 「 専 門 委 員 」	

専門部会名	建設水道部会	責任者	小村恵吾	ワーキンググループ名	下水道事業(事務関係)	責任者	井本達彦																																																																																											
合併協定項目	17 使用料、手数料の取扱い	各種事務事業の取扱い				備考																																																																																												
連番	岸 本 町	溝 口 町			課題・問題点		調整方法																																																																																											
1	<p>農業集落排水施設(小規模集合排水施設)分担金・使用料・加入金</p> <p>分担金 下水道事業の受益者が事業費の一部を分担金として支払うもの</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>処理区</th> <th>受益者分担金の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>須村処理区</td><td>300,000円</td></tr> <tr><td>吉定処理区</td><td>300,000円</td></tr> <tr><td>久古処理区</td><td>300,000円</td></tr> <tr><td>遠藤処理区</td><td>300,000円</td></tr> <tr><td>半川処理区</td><td>300,000円</td></tr> <tr><td>小町処理区</td><td>300,000円</td></tr> <tr><td>小野処理区</td><td>300,000円</td></tr> <tr><td>小林処理区</td><td>300,000円</td></tr> <tr><td>林ヶ原処理区</td><td>300,000円</td></tr> </tbody> </table> <p>使用料 (1月あたり・消費税別)</p> <p>一般家庭等</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>世帯割</th> <th>世帯員割</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般家庭</td> <td>2,400円</td> <td>1人につき400円</td> </tr> <tr> <td>地区公民館等</td> <td>200円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td colspan="2">町長が別に定める。</td> </tr> </tbody> </table> <p>事業所等</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="4">使 用 料</th> </tr> <tr> <th>排除汚水量</th> <th>基本使用料</th> <th colspan="2">超過使用料</th> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <th>超過水量</th> <th>1 m3あたり</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事業所等</td> <td>15m3まで</td> <td>2,400円</td> <td>1 m3以上</td> <td>160円</td> </tr> <tr> <td>学校等</td> <td>15m3まで</td> <td>2,400円</td> <td>1 m3以上</td> <td>160円</td> </tr> <tr> <td>飲食店等</td> <td>15m3まで</td> <td>2,400円</td> <td>1 m3以上</td> <td>160円</td> </tr> </tbody> </table> <p>岸本町は2ヶ月に1回奇数月に徴収している。</p> <p>加入金 (供用開始後の加入)</p> <p>全処理区 400,000円</p>	処理区	受益者分担金の額	須村処理区	300,000円	吉定処理区	300,000円	久古処理区	300,000円	遠藤処理区	300,000円	半川処理区	300,000円	小町処理区	300,000円	小野処理区	300,000円	小林処理区	300,000円	林ヶ原処理区	300,000円	区分	世帯割	世帯員割	一般家庭	2,400円	1人につき400円	地区公民館等	200円		その他	町長が別に定める。		区分	使 用 料				排除汚水量	基本使用料	超過使用料					超過水量	1 m3あたり	事業所等	15m3まで	2,400円	1 m3以上	160円	学校等	15m3まで	2,400円	1 m3以上	160円	飲食店等	15m3まで	2,400円	1 m3以上	160円	<p>農業集落排水施設の分担金・使用料・加入金</p> <p>分担金 下水道事業の受益者が事業費の一部を分担金として支払うもの</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>処理区</th> <th>受益者分担金の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>旭処理区</td><td>250,000円</td></tr> <tr><td>金岩処理区</td><td>250,000円</td></tr> <tr><td>二部処理区</td><td>250,000円</td></tr> </tbody> </table> <p>使用料 (1月あたり・消費税別)</p> <p>一般家庭</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>世帯割</th> <th>世帯員割</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般家庭</td> <td>1,800円</td> <td>1人につき300円</td> </tr> </tbody> </table> <p>事業所等</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="4">使 用 料</th> </tr> <tr> <th>排除汚水量</th> <th>基本使用料</th> <th colspan="2">超過使用料</th> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <th>超過水量</th> <th>1 m3あたり</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事業所等</td> <td>10m3まで</td> <td>1,800円</td> <td>1m3以上</td> <td>80円</td> </tr> </tbody> </table> <p>溝口町は毎月徴収している。</p> <p>加入金 (供用開始後の加入)</p> <p>全処理区 250,000円</p>	処理区	受益者分担金の額	旭処理区	250,000円	金岩処理区	250,000円	二部処理区	250,000円	区分	世帯割	世帯員割	一般家庭	1,800円	1人につき300円	区分	使 用 料				排除汚水量	基本使用料	超過使用料					超過水量	1 m3あたり	事業所等	10m3まで	1,800円	1m3以上	80円	<p>分担金について 岸本町...300,000円・溝口町...250,000円 分担金の額が異なる。</p> <p>使用料について 世帯割、世帯員割とも使用料に格差があり、事業所等の取扱いにも差がある。地域の公民館を除いては、岸本町が使用料が高い。</p> <p>使用料の徴収月について 岸本町は2ヶ月に1回奇数月に、溝口町は毎月徴収している。</p> <p>加入金について 岸本町...400,000円・溝口町...250,000円 岸本町は、分担金より加入金が高くなっている。</p>	<p>合併後に一元化する。</p> <p>一元化案 ・使用料は平成17年度から一元化し、平成19年度に現行の岸本町の使用料の水準まで引き上げる。</p> <p>年度別調整案(消費税別) 平成17年度(1月当り) 世帯割1,800円 世帯員割1人400円 平成18年度(1月当り) 世帯割2,100円 世帯員割1人400円 平成19年度(1月当り) 世帯割2,400円 世帯員割1人400円</p> <p>・加入金、分担金は岸本町の例により一元化する。</p> <p>・加入金、分担金については、着手中の事業及び地元説明を終えている事業に係る地区については、現行のとおりとする。</p> <p>・使用料の徴収方法は、岸本町の例により、2ヶ月毎に奇数月末に徴収する。</p>
処理区	受益者分担金の額																																																																																																	
須村処理区	300,000円																																																																																																	
吉定処理区	300,000円																																																																																																	
久古処理区	300,000円																																																																																																	
遠藤処理区	300,000円																																																																																																	
半川処理区	300,000円																																																																																																	
小町処理区	300,000円																																																																																																	
小野処理区	300,000円																																																																																																	
小林処理区	300,000円																																																																																																	
林ヶ原処理区	300,000円																																																																																																	
区分	世帯割	世帯員割																																																																																																
一般家庭	2,400円	1人につき400円																																																																																																
地区公民館等	200円																																																																																																	
その他	町長が別に定める。																																																																																																	
区分	使 用 料																																																																																																	
	排除汚水量	基本使用料	超過使用料																																																																																															
			超過水量	1 m3あたり																																																																																														
事業所等	15m3まで	2,400円	1 m3以上	160円																																																																																														
学校等	15m3まで	2,400円	1 m3以上	160円																																																																																														
飲食店等	15m3まで	2,400円	1 m3以上	160円																																																																																														
処理区	受益者分担金の額																																																																																																	
旭処理区	250,000円																																																																																																	
金岩処理区	250,000円																																																																																																	
二部処理区	250,000円																																																																																																	
区分	世帯割	世帯員割																																																																																																
一般家庭	1,800円	1人につき300円																																																																																																
区分	使 用 料																																																																																																	
	排除汚水量	基本使用料	超過使用料																																																																																															
			超過水量	1 m3あたり																																																																																														
事業所等	10m3まで	1,800円	1m3以上	80円																																																																																														

専門部会名	建設水道部会		責任者	小村恵吾		ワーキンググループ名	下水道事業(事務関係)		責任者	井本達彦				
合併協定項目	17 使用料、手数料の取扱い			各種事務事業の取扱い					備考					
連番	岸 本 町			溝 口 町			課題・問題点			調整方法				
2	公共下水道分担金・使用料			公共下水道分担金・使用料			分担金について 岸本町...300,000円・溝口町...250,000円 分担金の額が異なる。 使用料について 世帯割、世帯員割とも使用料に格差があり、事業所等の取扱いにも差がある。地域の公民館を除いては、岸本町が使用料が高い。 使用料の徴収月について 岸本町は2ヶ月に1回奇数月に、溝口町は毎月徴収している。 加入金について 岸本町...400,000円・溝口町...250,000円 岸本町は、分担金より加入金が高くなっている。			合併後に一元化する。 一元化案 ・使用料は平成17年度から一元化し、平成19年度に現行の岸本町の使用料の水準まで引き上げる。 年度別調整案(消費税別) 平成17年度(1月当り) 世帯割1,800円 世帯員割1人400円 平成18年度(1月当り) 世帯割2,100円 世帯員割1人400円 平成19年度(1月当り) 世帯割2,400円 世帯員割1人400円 ・加入金、分担金は岸本町の例により一元化する。 ・加入金、分担金については、着手中の事業及び地元説明を終えている事業に係る地区については、現行のとおりとする。 ・使用料の徴収方法は、岸本町の例により、2ヶ月毎に奇数月末に徴収する。				
	分担金			分担金										
	下水道事業の受益者が事業費の一部を分担金として支払うもの			下水道事業の受益者が事業費の一部を分担金として支払うもの										
	処理区	分担金の額	各年度における分担金	使用開始後分担金	処理区	分担金の額							各年度における分担金	使用開始後分担金
	大殿処理区(第1期認可区域)	円 300,000	H12年度～H14年度の3年間に毎年100,000円徴収	円 400,000	溝口処理区	円 250,000							3年間で9万円・8万円・8万円徴収、又は一括払	円 250,000
	大殿処理区(第2期認可区域)	円 300,000	H13年度～H15年度の3年間に毎年100,000円徴収	円 400,000										
	使用料 (1月あたり・消費税別)			使用料 (1月あたり・消費税別)										
	一般家庭等			一般家庭等										
	区分	世帯割	世帯員割	区分	世帯割	世帯員割								
	一般家庭	2,400円	1人につき400円	一般家庭	1,800円	1人につき300円								
地区公民館等	200円													
その他	町長が別に定める。													
事業所等			事業所等											
区分	使 用 料													
	排除汚水量	基本使用料	超過使用料											
超過水量			1m3あたり											
事業所等	15m3まで	2,400円	1m3以上	160円										
学校等	15m3まで	2,400円	1m3以上	160円										
飲食店等	15m3まで	2,400円	1m3以上	160円										
使用料の徴収月は、2ヶ月に1回。			使用料の徴収月は、毎月。											
3	該当事業なし			特定地域生活廃水処理施設(個別処理)分担金・使用料			溝口町のみが行っている事業 公共下水道・農業集落排水と同様に扱っている。			合併後に溝口町の例をもとに新たに定める。 制度については、溝口町の例をもとに定める。 使用料及び使用料の徴収方法については、農業集落排水施設使用料及び公共下水道施設使用料に準ずるものとする。 (2ヶ月毎に奇数月末とする。ただし、合併が年度中途の場合は、当該年度は現行のとおりとし、翌年度から実施する。) 減免制度については現行のとおり新町に引き継ぐものとする。				
				下水道施設が設置困難な地域に対して、個別に合併浄化槽を設置することにより、地域の公衆衛生と環境衛生の向上を図ることを目的とする。										
				分担金 下水道事業の受益者が事業費の一部を分担金として支払うもの										
	処理区	分担金の額	各年度における分担金の額											
	集合処理区域以外	250,000円(上限)	3年間で9万円・8万円・8万円 で徴収するか、一括払い。											
	使用料 (1月あたり・消費税別)			使用料 (1月あたり・消費税別)										
	一般家庭等			一般家庭等										
	区分	世帯割	世帯員割	区分	世帯割	世帯員割								
	一般家庭	1,800円	1人につき300円	一般家庭	1,800円	1人につき300円								
	減免額			減免額										
5人槽 600円			5人槽 600円											
7人槽 900円			7人槽 900円											
10人槽 1,500円			10人槽 1,500円											
農業集落排水・公共下水道と異なり、合併浄化槽の施設電気代については、個人負担になるため電気代相当分を減免するもの。			農業集落排水・公共下水道と異なり、合併浄化槽の施設電気代については、個人負担になるため電気代相当分を減免するもの。											

下水道事業概要

岸本町

処理区名	計画処理人口	処理能力 (m ³)	計画戸数	接続戸数 (H16年1月末)	接続率 (%)	供用開始年月	備 考	総事業費 (単位：千円)
大殿処理区	3,400	2,000 / 日	714	391	54.8	平成13年4月	特定環境保全公共下水道事業	3,159,036
須村処理区	510	138 / 日	115	101	87.8	平成7年4月	農業集落排水事業	627,811
吉定処理区	890	240 / 日	193	136	70.5	平成10年4月	農業集落排水事業	1,209,712
久古処理区	1,120	302 / 日	221	105	47.5	平成14年4月	農業集落排水事業	1,264,718
遠藤処理区	2,970	800 / 日	642	-	-	平成18年予定	農業集落排水事業	1,764,200
藍野・八ノツヨノ処理区	720	195 / 日	40	-	-	未定	農業集落排水事業(未定)	
半川処理区	60	16 / 日	10	10	100.0	平成8年7月	小規模集合排水事業	66,000
小町処理区	90	24 / 日	18	15	83.3	平成9年7月	小規模集合排水事業	84,000
小野処理区	80	22 / 日	20	16	80.0	平成10年7月	小規模集合排水事業	87,481
小林処理区	70	19 / 日	12	11	91.7	平成12年7月	小規模集合排水事業	55,800
林ヶ原処理区	90	24 / 日	22	11	50.0	平成14年7月	小規模集合排水事業	90,524

溝口町

処理区名	計画処理人口	処理能力 (m ³)	計画戸数	接続戸数 (H16年1月末)	接続率 (%)	供用開始年月	備 考	総事業費 (単位：千円)
溝口処理区	1,910	1,000 / 日	594	460	77.4%	平成10年4月	特定環境保全公共下水道事業	2,437,074
旭地区農業集落排水	860	283 / 日	180	163	90.6%	平成9年4月	農業集落排水処理事業	1,266,222
金岩地区農業集落排水	390	128 / 日	93	66	71.0%	平成13年4月	農業集落排水処理事業	633,795
二部地区集落排水	1,280	422 / 日	292	-	-	平成16年予定	農業集落排水処理事業	1,533,665
日光地区集落排水	230	-	58	-	-	平成19年予定	農業集落排水処理事業	-
合併処理浄化槽	1,068	-	336	76	22.6%	-	浄化槽設置整備事業	

下水道事業起債償還見込（平成16年度～平成25年度）

農業集落排水事業起債償還金

単位：円

町別		平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
岸本町	未償還元金	1,596,581,648	1,836,908,905	2,116,258,864	2,217,389,203	2,159,806,863	2,100,065,680	2,037,474,158	1,964,940,565	1,882,500,521	1,793,022,766
	借入予定	43,400,000	278,800,000	320,000,000	150,000,000						
	元金支払	38,472,743	40,650,041	48,869,661	57,582,340	59,741,183	62,591,522	72,533,593	82,440,044	89,477,755	91,471,652
	利子支払	35,712,770	40,301,003	45,670,219	47,510,154	46,196,867	44,841,796	43,387,105	41,722,504	39,853,117	37,859,220
	支払計	74,185,513	80,951,044	94,539,880	105,092,494	105,938,050	107,433,318	115,920,698	124,162,548	129,330,872	129,330,872
溝口町	未償還元金	1,031,332,669	1,164,179,877	1,222,466,137	1,256,914,508	1,295,614,001	1,273,530,245	1,239,316,593	1,204,297,935	1,167,703,953	1,131,465,604
	借入予定	408,000,000	148,600,000	81,000,000	61,000,000	60,500,000					
	元金支払	15,752,792	22,713,740	26,551,629	21,800,507	22,083,756	34,213,652	35,018,658	36,593,982	36,238,349	38,714,775
	利子支払	9,561,470	13,007,891	14,415,010	14,419,118	16,157,499	16,008,602	15,476,238	14,914,558	14,320,981	13,721,595
	支払計	25,314,262	35,721,631	40,966,639	36,219,625	38,241,255	50,222,254	50,494,896	51,508,540	50,559,330	52,436,370
支払額合計		99,499,775	116,672,675	135,506,519	141,312,119	144,179,305	157,655,572	166,415,594	175,671,088	179,890,202	181,767,242

小規模集落排水事業（岸本町）・特定地域生活排水処理事業（溝口町）起債償還金

単位：円

町別		平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
岸本町	未償還元金	291,715,644	286,546,468	279,530,024	272,344,617	262,200,284	251,819,563	241,196,731	230,325,918	219,201,108	207,816,134
	借入予定										
	元金支払	5,169,176	7,016,444	7,185,407	10,144,333	10,380,721	10,622,832	10,870,813	11,124,810	11,384,974	11,651,466
	利子支払	6,728,534	6,590,262	6,421,299	6,233,535	5,997,147	5,755,036	5,507,055	5,253,058	4,992,894	4,726,402
	支払計	11,897,710	13,606,706	13,606,706	16,377,868	16,377,868	16,377,868	16,377,868	16,377,868	16,377,868	16,377,868
溝口町	未償還元金	28,300,000	42,543,786	62,477,030	80,766,107	99,033,474	116,435,339	133,382,222	129,524,682	124,975,089	119,729,124
	借入予定	13,600,000	14,900,000	20,600,000	20,300,000	20,300,000	20,300,000	20,300,000			
	元金支払	656,214	666,756	2,010,923	2,032,633	2,898,135	3,353,117	3,857,540	4,549,593	5,245,965	5,198,665
	利子支払	760,046	1,043,265	1,423,279	1,808,547	2,183,729	2,563,367	2,927,224	2,940,479	2,873,923	2,796,639
	支払合計	1,416,260	1,710,021	3,434,202	3,841,180	5,081,864	5,916,484	6,784,764	7,490,072	8,119,888	7,995,304
支払額合計		13,313,970	15,316,727	17,040,908	20,219,048	21,459,732	22,294,352	23,162,632	23,867,940	24,497,756	24,373,172

公共下水道事業起債償還金

単位：円

町別		平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
岸本町	未償還元金	1,466,119,134	1,437,264,390	1,394,739,648	1,341,780,671	1,279,517,733	1,215,077,177	1,145,847,437	1,088,073,429	1,038,712,313	988,447,724
	借入予定	152,900,000									
	元金支払	28,854,744	42,524,742	52,958,977	62,262,938	64,440,556	69,229,740	57,774,008	49,361,116	50,264,589	51,185,159
	利子支払	27,529,618	26,920,013	26,053,823	25,026,540	23,854,171	22,637,815	20,495,028	19,510,586	18,607,113	17,686,543
	支払計	56,384,362	69,444,755	79,012,800	87,289,478	88,294,727	91,867,555	78,269,036	68,871,702	68,871,702	68,871,702
溝口町	未償還元金	1,068,696,429	1,007,465,778	939,569,160	861,922,326	784,814,819	716,361,245	646,662,213	592,370,001	540,605,201	496,862,586
	借入予定										
	元金支払	61,230,651	67,896,618	77,646,834	77,107,507	68,453,574	69,699,032	54,292,212	51,764,800	43,742,615	37,061,646
	利子支払	21,836,865	20,538,302	19,120,274	17,660,307	16,278,882	15,033,424	13,845,392	12,897,402	12,005,387	11,226,172
	支払合計	83,067,516	88,434,920	96,767,108	94,767,814	84,732,456	84,732,456	68,137,604	64,662,202	55,748,002	48,287,818
支払額合計		139,451,878	157,879,675	175,779,908	182,057,292	173,027,183	176,600,011	146,406,640	133,533,904	124,619,704	117,159,520

今後借入予定については、5年据置・30年償還・利率2%で計算した。

起債償還金合計（ + + ）

単位：円

町別		平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
岸本町	未償還元金	3,354,416,426	3,560,719,763	3,790,528,536	3,831,514,491	3,701,524,880	3,566,962,420	3,424,518,326	3,283,339,912	3,140,413,942	2,989,286,624
	借入予定	196,300,000	278,800,000	320,000,000	150,000,000	0	0	0	0	0	0
	元金支払	72,496,663	90,191,227	109,014,045	129,989,611	134,562,460	142,444,094	141,178,414	142,925,970	151,127,318	154,308,277
	利子支払	69,970,922	73,811,278	78,145,341	78,770,229	76,048,185	73,234,647	69,389,188	66,486,148	63,453,124	60,272,165
	支払計	142,467,585	164,002,505	187,159,386	208,759,840	210,610,645	215,678,741	210,567,602	209,412,118	214,580,442	214,580,442
溝口町	未償還元金	2,128,329,098	2,214,189,441	2,224,512,327	2,199,602,941	2,179,462,294	2,106,326,829	2,019,361,028	1,926,192,618	1,833,284,243	1,748,057,314
	借入予定	421,600,000	163,500,000	101,600,000	81,300,000	80,800,000	20,300,000	20,300,000	0	0	0
	元金支払	77,639,657	91,277,114	106,209,386	100,940,647	93,435,465	107,265,801	93,168,410	92,908,375	85,226,929	80,975,086
	利子支払	32,158,381	34,589,458	34,958,563	33,887,972	34,620,110	33,605,393	32,248,854	30,752,439	29,200,291	27,744,406
	支払合計	109,798,038	125,866,572	141,167,949	134,828,619	128,055,575	140,871,194	125,417,264	123,660,814	114,427,220	108,719,492
支払額合計		252,265,623	289,869,077	328,327,335	343,588,459	338,666,220	356,549,935	335,984,866	333,072,932	329,007,662	323,299,934

下水道事業会計の収支見込額(岸本町の場合)

(H15年度～H19年度 岸本町使用料で計算した場合と溝口町使用料で計算した場合) 単位：千円

年度	農業集落排水事業				小規模集合排水事業				公共下水道事業				合計				備考
	収入		支出		収入		支出		収入		支出		収入		支出		
	科目	収入見込	科目	必要見込	科目	収入見込	科目	必要見込	科目	収入見込	科目	必要見込	科目	収入見込	科目	必要見込	
15年度	使用料	17,531	施設管理	12,067	使用料	3,043	施設管理	3,547	使用料	25,959	施設管理	12,222	使用料	46,533	施設管理	27,836	処理場(農3、小5、公1)
	56.3%		公債費	65,887	72.8%		公債費	11,898	55.8%		公債費	50,014			公債費	127,799	
			人件費	14,578			人件費				人件費	9,728			人件費	24,306	3.5名分
	計	17,531	計	92,532	計	3,043	計	15,446	計	25,959	計	71,964	計	46,533	計	179,941	収支差引 -133,408
16年度	使用料	21,950	施設管理	12,816	使用料	3,170	施設管理	4,384	使用料	35,284	施設管理	17,527	使用料	60,404	施設管理	34,727	処理場(農3、小5、公1)
	60.1%		公債費	74,186	76.5%		公債費	11,898	67.4%		公債費	56,384			公債費	142,468	
			人件費	15,203			人件費				人件費	5,071			人件費	20,274	2.8名分
	計	21,950	計	102,205	計	3,170	計	16,283	計	35,284	計	78,982	計	60,404	計	197,469	収支差引 -137,065
17年度	使用料	24,266	施設管理	12,900	使用料	3,528	施設管理	4,400	使用料	42,026	施設管理	18,000	使用料	69,820	施設管理	35,300	処理場(農3、小5、公1)
	64.8%		公債費	80,951	85.1%		公債費	13,607	75.2%		公債費	69,445			公債費	164,003	
			人件費	15,203			人件費				人件費	5,071			人件費	20,274	2.8名分
	計	24,266	計	109,054	計	3,528	計	18,008	計	42,026	計	92,516	計	69,820	計	219,577	収支差引 -149,757
18年度	使用料	35,203	施設管理	20,000	使用料	3,528	施設管理	4,400	使用料	44,953	施設管理	18,500	使用料	83,684	施設管理	42,900	処理場(農4、小5、公1)
	55.5%		公債費	94,540	85.1%		公債費	13,607	81.0%		公債費	79,013			公債費	187,160	
			人件費	15,203			人件費				人件費	5,071			人件費	20,274	2.8名分
	計	35,203	計	129,743	計	3,528	計	18,008	計	44,953	計	102,584	計	83,684	計	250,334	収支差引 -166,650
19年度	使用料	39,235	施設管理	20,000	使用料	3,528	施設管理	4,400	使用料	47,626	施設管理	19,000	使用料	90,389	施設管理	43,400	処理場(農4、小5、公1)
	62.9%		公債費	105,092	85.1%		公債費	16,378	86.5%		公債費	87,289			公債費	208,759	
			人件費	15,203			人件費				人件費	5,071			人件費	20,274	2.8名分
	計	39,235	計	140,295	計	3,528	計	20,779	計	47,626	計	111,360	計	90,389	計	272,433	収支差引 -182,044

年度	農業集落排水事業				小規模集合排水事業				公共下水道事業				合計				備考
	収入		支出		収入		支出		収入		支出		収入		支出		
	科目	収入見込	科目	必要見込	科目	収入見込	科目	必要見込	科目	収入見込	科目	必要見込	科目	収入見込	科目	必要見込	
15年度	使用料	12,761	施設管理	12,067	使用料	2,346	施設管理	3,547	使用料	21,198	施設管理	12,222	使用料	36,305	施設管理	27,836	処理場(農3、小5、公1)
	56.3%		公債費	65,887	72.8%		公債費	11,898	55.8%		公債費	50,014			公債費	127,799	
			人件費	14,578			人件費				人件費	9,728			人件費	24,306	3.5名分
	計	12,761	計	92,532	計	2,346	計	15,446	計	21,198	計	71,964	計	36,305	計	179,941	収支差引 -143,636
16年度	使用料	15,978	施設管理	12,816	使用料	2,457	施設管理	4,384	使用料	28,812	施設管理	17,527	使用料	47,247	施設管理	34,727	処理場(農3、小5、公1)
	60.1%		公債費	74,186	76.5%		公債費	11,898	67.4%		公債費	56,384			公債費	142,468	
			人件費	15,203			人件費				人件費	5,071			人件費	20,274	2.8名分
	計	15,978	計	102,205	計	2,457	計	16,283	計	28,812	計	78,982	計	47,247	計	197,469	収支差引 -150,222
17年度	使用料	17,017	施設管理	12,900	使用料	2,646	施設管理	4,400	使用料	30,509	施設管理	18,000	使用料	50,172	施設管理	35,300	処理場(農3、小5、公1)
	64.8%		公債費	80,951	85.1%		公債費	13,607	75.2%		公債費	69,445			公債費	164,003	
			人件費	15,203			人件費				人件費	5,071			人件費	20,274	2.8名分
	計	17,017	計	109,054	計	2,646	計	18,008	計	30,509	計	92,516	計	50,172	計	219,577	収支差引 -169,405
18年度	使用料	25,220	施設管理	20,000	使用料	2,646	施設管理	4,400	使用料	32,643	施設管理	18,500	使用料	60,509	施設管理	42,900	処理場(農4、小5、公1)
	55.5%		公債費	94,540	85.1%		公債費	13,607	81.0%		公債費	79,013			公債費	187,160	
			人件費	15,203			人件費				人件費	5,071			人件費	20,274	2.8名分
	計	25,220	計	129,743	計	2,646	計	18,008	計	32,643	計	102,584	計	60,509	計	250,334	収支差引 -189,825
19年度	使用料	28,244	施設管理	20,000	使用料	2,646	施設管理	4,400	使用料	34,617	施設管理	19,000	使用料	65,507	施設管理	43,400	処理場(農4、小5、公1)
	62.9%		公債費	105,092	85.1%		公債費	16,378	86.5%		公債費	87,289			公債費	208,759	
			人件費	15,203			人件費				人件費	5,071			人件費	20,274	2.8名分
	計	28,244	計	140,295	計	2,646	計	20,779	計	34,617	計	111,360	計	65,507	計	272,433	収支差引 -206,926

平成15年度は決算見込、平成16年度は当初予算額、平成17年度以降は推計とした。(推計の一般家庭人数は、平均4人として計算した。)各年度使用料の下の数字は、接続率の見込み。

下水道事業会計の収支見込額(溝口町の場合)

(H15年度～H19年度 岸本町使用料で計算した場合と溝口町使用料で計算した場合) 単位：千円

岸本町使用料で計算した場合

年度	農業集落排水事業				特定地域生活排水処理事業				公共下水道事業				合計				備考
	収入		支出		収入		支出		収入		支出		収入		支出		
	科目	収入見込	科目	必要見込	科目	収入見込	科目	必要見込	科目	収入見込	科目	必要見込	科目	収入見込	科目	必要見込	
15年度	使用料	10,965	施設管理	10,444	使用料	2,271	施設管理	2,624	使用料	31,540	施設管理	21,168	使用料	44,776	施設管理	34,236	処理場(農2、公1、個別)
	83.8%		公債費	54,140	22.6%		公債費	507	77.4%		公債費	70,944			公債費	125,591	
	計	10,965	計	64,584	計	2,271	計	3,132	計	31,540	計	98,780	計	44,776	計	166,495	1名分 収支差引 -121,719
16年度	使用料	14,914	施設管理	13,677	使用料	3,754	施設管理	4,525	使用料	32,596	施設管理	25,570	使用料	51,264	施設管理	43,772	処理場(農3、公1、個別)
	55.4%		公債費	25,315	29.7%		公債費	1,417	78.4%		公債費	83,068			公債費	109,800	
	計	14,914	計	38,992	計	3,754	計	5,943	計	32,596	計	115,459	計	51,264	計	160,393	1名分 収支差引 -109,129
17年度	使用料	17,804	施設管理	20,056	使用料	4,494	施設管理	5,650	使用料	33,164	施設管理	20,952	使用料	55,462	施設管理	46,658	処理場(農3、公1、個別)
	66.2%		公債費	35,722	35.7%		公債費	1,711	80.8%		公債費	88,435			公債費	125,868	
	計	17,804	計	55,778	計	4,494	計	7,362	計	33,164	計	116,387	計	55,462	計	179,526	1名分 収支差引 -124,064
18年度	使用料	19,837	施設管理	20,824	使用料	5,252	施設管理	6,544	使用料	33,637	施設管理	20,966	使用料	58,726	施設管理	48,334	処理場(農3、公1、個別)
	73.9%		公債費	40,967	41.6%		公債費	3,435	82.4%		公債費	96,768			公債費	141,170	
	計	19,837	計	61,791	計	5,252	計	9,980	計	33,637	計	124,734	計	58,726	計	196,504	1名分 収支差引 -137,778
19年度	使用料	22,239	施設管理	24,588	使用料	5,992	施設管理	7,492	使用料	33,874	施設管理	20,973	使用料	62,105	施設管理	53,053	処理場(農4、公1、個別)
	77.4%		公債費	36,220	47.6%		公債費	3,842	83.3%		公債費	94,768			公債費	134,830	
	計	22,239	計	60,808	計	5,992	計	11,335	計	33,874	計	122,741	計	62,105	計	194,883	1名分 収支差引 -132,778

溝口町使用料で計算した場合

年度	農業集落排水事業				特定地域生活排水処理事業				公共下水道事業				合計				備考
	収入		支出		収入		支出		収入		支出		収入		支出		
	科目	収入見込	科目	必要見込	科目	収入見込	科目	必要見込	科目	収入見込	科目	必要見込	科目	収入見込	科目	必要見込	
15年度	使用料	8,171	施設管理	10,444	使用料	1,703	施設管理	2,624	使用料	20,724	施設管理	21,168	使用料	30,598	施設管理	34,236	処理場(農2、公1、個別)
	83.8%		公債費	54,140	22.6%		公債費	507	77.4%		公債費	70,944			公債費	125,591	
	計	8,171	計	64,584	計	1,703	計	3,132	計	20,724	計	98,780	計	30,598	計	166,495	1名分 収支差引 -135,897
16年度	使用料	11,066	施設管理	13,677	使用料	2,570	施設管理	4,525	使用料	21,307	施設管理	25,570	使用料	34,943	施設管理	43,772	処理場(農3、公1、個別)
	55.4%		公債費	25,315	29.7%		公債費	1,417	78.4%		公債費	83,068			公債費	109,800	
	計	11,066	計	38,992	計	2,570	計	5,943	計	21,307	計	115,459	計	34,943	計	160,393	1名分 収支差引 -125,450
17年度	使用料	13,233	施設管理	19,932	使用料	3,073	施設管理	5,609	使用料	21,753	施設管理	20,824	使用料	38,059	施設管理	46,365	処理場(農3、公1、個別)
	66.2%		公債費	35,722	35.7%		公債費	1,711	80.8%		公債費	88,435			公債費	125,868	
	計	13,233	計	55,654	計	3,073	計	7,321	計	21,753	計	116,259	計	38,059	計	179,233	1名分 収支差引 -141,174
18年度	使用料	14,758	施設管理	20,685	使用料	3,594	施設管理	6,495	使用料	22,108	施設管理	20,835	使用料	40,460	施設管理	48,015	処理場(農3、公1、個別)
	73.9%		公債費	40,967	41.6%		公債費	3,435	82.4%		公債費	96,768			公債費	141,170	
	計	14,758	計	61,652	計	3,594	計	9,931	計	22,108	計	124,603	計	40,460	計	196,185	1名分 収支差引 -155,725
19年度	使用料	16,942	施設管理	24,429	使用料	4,097	施設管理	7,436	使用料	22,286	施設管理	20,840	使用料	43,325	施設管理	52,705	処理場(農4、公1、個別)
	77.4%		公債費	36,220	47.6%		公債費	3,842	83.3%		公債費	94,768			公債費	134,830	
	計	16,942	計	60,649	計	4,097	計	11,279	計	22,286	計	122,608	計	43,325	計	194,535	1名分 収支差引 -151,210

平成15年度は決算見込、平成16年度は当初予算額、平成17年度以降は推計とした。(推計の一般家庭人数は、平均4人として計算した。)

下水道事業会計の収支見込額(伯耆町の場合:岸本町+溝口町) (H15年度~H19年度 岸本町使用料で計算した場合と溝口町使用料で計算した場合) 単位:千円

岸本町使用料で計算した場合

年度	農業集落排水事業				小規模・特定地域生活排水事業				公共下水道事業				合計				備考
	収入		支出		収入		支出		収入		支出		収入		支出		
	科目	収入見込	科目	必要見込	科目	収入見込	科目	必要見込	科目	収入見込	科目	必要見込	科目	収入見込	科目	必要見込	
15年度	使用料	28,496	施設管理	22,511	使用料	5,314	施設管理	6,171	使用料	57,499	施設管理	33,390	使用料	91,309	施設管理	62,072	
			公債費	120,027			公債費	12,405			公債費	120,958			公債費	253,390	
			人件費	14,578			人件費				人件費	16,396			人件費	30,974	4.5名分
	計	28,496	計	157,116	計	5,314	計	18,576	計	57,499	計	170,744	計	91,309	計	346,436	収支差引 -255,127
16年度	使用料	36,864	施設管理	26,493	使用料	6,924	施設管理	8,909	使用料	67,880	施設管理	43,097	使用料	111,668	施設管理	78,499	
			公債費	99,501			公債費	13,315			公債費	139,452			公債費	252,268	
			人件費	15,203			人件費				人件費	11,892			人件費	27,095	3.8名分
	計	36,864	計	141,197	計	6,924	計	22,224	計	67,880	計	194,441	計	111,668	計	357,862	収支差引 -246,194
17年度	使用料	42,070	施設管理	32,956	使用料	8,022	施設管理	10,050	使用料	75,190	施設管理	38,952	使用料	125,282	施設管理	81,958	
			公債費	116,673			公債費	15,318			公債費	157,880			公債費	289,871	
			人件費	15,203			人件費				人件費	12,071			人件費	27,274	3.8名分
	計	42,070	計	164,832	計	8,022	計	25,368	計	75,190	計	208,903	計	125,282	計	399,103	収支差引 -273,821
18年度	使用料	55,040	施設管理	40,824	使用料	8,780	施設管理	10,944	使用料	78,590	施設管理	39,466	使用料	142,410	施設管理	91,234	
			公債費	135,507			公債費	17,042			公債費	175,781			公債費	328,330	
			人件費	15,203			人件費				人件費	12,071			人件費	27,274	3.8名分
	計	55,040	計	191,534	計	8,780	計	27,986	計	78,590	計	227,318	計	142,410	計	446,838	収支差引 -304,428
19年度	使用料	61,474	施設管理	44,588	使用料	9,520	施設管理	11,892	使用料	81,500	施設管理	39,973	使用料	152,494	施設管理	96,453	
			公債費	141,312			公債費	20,220			公債費	182,057			公債費	343,589	
			人件費	15,203			人件費				人件費	12,071			人件費	27,274	3.8名分
	計	61,474	計	201,103	計	9,520	計	32,112	計	81,500	計	234,101	計	152,494	計	467,316	収支差引 -314,822

溝口町使用料で計算した場合

年度	農業集落排水事業				小規模・特定地域生活排水事業				公共下水道事業				合計				備考
	収入		支出		収入		支出		収入		支出		収入		支出		
	科目	収入見込	科目	必要見込	科目	収入見込	科目	必要見込	科目	収入見込	科目	必要見込	科目	収入見込	科目	必要見込	
15年度	使用料	20,932	施設管理	22,511	使用料	4,049	施設管理	6,171	使用料	41,922	施設管理	33,390	使用料	66,903	施設管理	62,072	
			公債費	120,027			公債費	12,405			公債費	120,958			公債費	253,390	
			人件費	14,578			人件費				人件費	16,396			人件費	30,974	4.5名分
	計	20,932	計	157,116	計	4,049	計	18,576	計	41,922	計	170,744	計	66,903	計	346,436	収支差引 -279,533
16年度	使用料	27,044	施設管理	26,493	使用料	5,027	施設管理	8,909	使用料	50,119	施設管理	43,097	使用料	82,190	施設管理	78,499	
			公債費	99,501			公債費	13,315			公債費	139,452			公債費	252,268	
			人件費	15,203			人件費				人件費	11,892			人件費	27,095	3.8名分
	計	27,044	計	141,197	計	5,027	計	22,224	計	50,119	計	194,441	計	82,190	計	357,862	収支差引 -275,672
17年度	使用料	30,250	施設管理	32,832	使用料	5,719	施設管理	10,009	使用料	52,262	施設管理	38,824	使用料	88,231	施設管理	81,665	
			公債費	116,673			公債費	15,318			公債費	157,880			公債費	289,871	
			人件費	15,203			人件費				人件費	12,071			人件費	27,274	3.8名分
	計	30,250	計	164,708	計	5,719	計	25,327	計	52,262	計	208,775	計	88,231	計	398,810	収支差引 -310,579
18年度	使用料	39,978	施設管理	40,685	使用料	6,240	施設管理	10,895	使用料	54,751	施設管理	39,335	使用料	100,969	施設管理	90,915	
			公債費	135,507			公債費	17,042			公債費	175,781			公債費	328,330	
			人件費	15,203			人件費				人件費	12,071			人件費	27,274	3.8名分
	計	39,978	計	191,395	計	6,240	計	27,937	計	54,751	計	227,187	計	100,969	計	446,519	収支差引 -345,550
19年度	使用料	45,186	施設管理	44,429	使用料	6,743	施設管理	11,836	使用料	56,903	施設管理	39,840	使用料	108,832	施設管理	96,105	
			公債費	141,312			公債費	20,220			公債費	182,057			公債費	343,589	
			人件費	15,203			人件費				人件費	12,071			人件費	27,274	3.8名分
	計	45,186	計	200,944	計	6,743	計	32,056	計	56,903	計	233,968	計	108,832	計	466,968	収支差引 -358,136

平成15年度は決算見込、平成16年度は当初予算額、平成17年度以降は推計とした。(推計の一般家庭人数は、平均4人として計算した。)

西部地区各市町村下水道使用料（1ヶ月当たり）

市町村名	区分	使用料	備考
米子市 (税別)	公共	基本（～10m ³ ）800円 超過（10～20m ³ ）108円/m ³ 、（20～50m ³ ）140円/m ³ 、（50～100m ³ ）183円/m ³ 、 （100～500m ³ ）218円/m ³ 、（500～1000m ³ ）226円/m ³ 、（1000m ³ ～）241円/m ³	1ヶ月30m ³ 使用 3,444円
	農集	基本1,500円/戸＋人数割300円/人	4人世帯 2,835円
境港市 (税込)	公共	基本（～10m ³ ）860円 超過（10～20m ³ ）127円/m ³ 、（20～50m ³ ）165円/m ³ 、（50～100m ³ ）217円/m ³ 、 （100～1000m ³ ）260円/m ³ 、（1000m ³ ～）286円/m ³	1ヶ月30m ³ 使用 3,780円
西伯町 (税別)	一般家庭	基本1,400円/戸＋人数割450円/人	事業所基本料金なし 4人世帯 3,360円
	事業所	137円/m ³	
会見町 (税別)	一般家庭	基本1,800円/戸＋人数割300円/人	税別 4人世帯 3,150円
	事業所	基本1,800円/戸＋人数割150円/人	
日吉津村 (税込)	一般家庭	基本1,790円/戸＋人数割680円/人	事業所基本料金なし 4人世帯 4,510円
	事業所	～25m ³ 230円/m ³ 、25～50m ³ 250円/m ³ 、50m ³ ～ 270円/m ³	
淀江町 (税別)	統一	基本（～10m ³ ）1,500円/戸、超過料金130円/m ³	1ヶ月30m ³ 使用 4,305円
大山町 (税別)	一般家庭	基本2,100円/戸＋人数割500円/人	4人世帯 4,305円
	事業所	基本（～10m ³ ）2,600円/戸、超過料金150円/m ³	
名和町 (税別)	一般家庭	基本2,000円/戸＋人数割500円/人	4人世帯 4,200円
	事業所	基本（～15m ³ ）2,000円/戸、超過料金137円/m ³	
中山町 (税別)	一般家庭	基本1,400円/戸＋人数割400円/人	4人世帯 3,150円
	事業所	基本（0m ³ ）1,400円/戸、超過130円/m ³	
日南町 (税別)	一般家庭	基本2,000円/戸＋人数割300円/人	4人世帯 3,360円
	事業所	基本2,000円/戸＋超過（1～10人）1,500円、（11～20人）4,500円、 （21～40人）9,000円（41～60人）18,000円、（61人～）30,000円	
日野町 (税別)	一般家庭	基本2,000円/戸＋人数割300円/人	4人世帯 3,360円
	事業所	基本（～10m ³ ）2,000円/戸、超過料金90円/m ³	
江府町 (税別)	一般家庭	基本1,800円/戸＋人数割300円/人	4人世帯 3,150円
	事業所	基本1,800円/戸＋人数割150円/人	
岸本町 (税込)	一般家庭	基本2,520円/戸＋人数割420円/人	4人世帯 4,200円
	事業所	基本（～15m ³ ）2,520円/戸、超過料金168円/m ³	
溝口町 (税込)	一般家庭	基本1,890円/戸＋人数割315円/人	4人世帯 3,150円
	事業所	基本（～10m ³ ）1,890円/戸、超過料金84円/m ³	

専門部会名	建設水道部会	責任者	小村 恵吾	ワーキンググループ名	上水道事業(事務関係)	責任者	野口 泰彦
合併協定項目	17 使用料、手数料等の取扱い		各種事務事業の取扱い				

連番	岸 本 町	溝 口 町	課題・問題点	調整方法																																																																																																																																																																																																							
4	<p>水道料金 料金の徴収月は2ヶ月に1回、奇数月。専用水道については毎月徴収。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">地区</th> <th rowspan="3">種別</th> <th rowspan="3">用途</th> <th colspan="6">水 道 料 金 (税別)</th> </tr> <tr> <th colspan="4">基本料金 (2ヶ月につき)</th> <th colspan="2">超過料金 (2ヶ月につき)</th> </tr> <tr> <th>水量</th> <th>口径</th> <th>開栓時</th> <th>停止時</th> <th>超過水量</th> <th>1m3当たり</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="8">岸本町 八郷 小野 藍野</td> <td rowspan="2">専用</td> <td rowspan="2">一般用</td> <td>16m3まで</td> <td></td> <td>1,600円</td> <td>1,200円</td> <td>1m3以上</td> <td>100円</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">営業用</td> <td rowspan="6">16m3まで</td> <td>13(mm)</td> <td>1,700円</td> <td>1,200円</td> <td rowspan="6">1m3以上</td> <td rowspan="6">100円</td> </tr> <tr> <td>20(mm)</td> <td>1,860円</td> <td>1,360円</td> </tr> <tr> <td>25(mm)</td> <td>1,880円</td> <td>1,380円</td> </tr> <tr> <td>30(mm)</td> <td>2,020円</td> <td>1,520円</td> </tr> <tr> <td>40(mm)</td> <td>2,100円</td> <td>1,600円</td> </tr> <tr> <td>50(mm)</td> <td>3,660円</td> <td>3,160円</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">共用</td> <td rowspan="6">16m3まで</td> <td>75(mm)</td> <td>4,180円</td> <td>3,680円</td> </tr> <tr> <td>100(mm)</td> <td>4,940円</td> <td>4,440円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">専用</td> <td rowspan="2">一般用</td> <td>16m3まで</td> <td></td> <td>1,600円</td> <td>1,200円</td> <td>1m3以上</td> <td>140円</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">営業用</td> <td rowspan="5">16m3まで</td> <td>13(mm)</td> <td>1,700円</td> <td>1,200円</td> <td rowspan="5">1m3以上</td> <td rowspan="5">140円</td> </tr> <tr> <td>20(mm)</td> <td>1,860円</td> <td>1,360円</td> </tr> <tr> <td>25(mm)</td> <td>1,880円</td> <td>1,380円</td> </tr> <tr> <td>30(mm)</td> <td>2,020円</td> <td>1,520円</td> </tr> <tr> <td>40(mm)</td> <td>2,100円</td> <td>1,600円</td> </tr> <tr> <td>50(mm)</td> <td>3,660円</td> <td>3,160円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">地区</td> <td colspan="2">単価 (税別)</td> <td colspan="4"></td> </tr> <tr> <td colspan="2">丸山地区専用水道</td> <td colspan="2">70円 / m3</td> <td colspan="4"></td> </tr> <tr> <td colspan="2">小野地区専用水道</td> <td colspan="2">50円 / m3</td> <td colspan="4"></td> </tr> </tbody> </table> <p>メーター点検日から次のメーター点検日までの中途において給水装置の使用を開始若しくは中止したときの料金は次のとおりとする。 (1) 使用水量が基本水量の2分の1以下のときは、基本料金の2分の1 (2) 使用水量が基本水量の2分の1を超え、基本水量以下のときは基本料金 (3) 使用水量が基本水量を超えるときは、基本料金と超過料金</p>	地区	種別	用途	水 道 料 金 (税別)						基本料金 (2ヶ月につき)				超過料金 (2ヶ月につき)		水量	口径	開栓時	停止時	超過水量	1m3当たり	岸本町 八郷 小野 藍野	専用	一般用	16m3まで		1,600円	1,200円	1m3以上	100円	営業用	16m3まで	13(mm)	1,700円	1,200円	1m3以上	100円	20(mm)	1,860円	1,360円	25(mm)	1,880円	1,380円	30(mm)	2,020円	1,520円	40(mm)	2,100円	1,600円	50(mm)	3,660円	3,160円	共用	16m3まで	75(mm)	4,180円	3,680円	100(mm)	4,940円	4,440円	専用	一般用	16m3まで		1,600円	1,200円	1m3以上	140円	営業用	16m3まで	13(mm)	1,700円	1,200円	1m3以上	140円	20(mm)	1,860円	1,360円	25(mm)	1,880円	1,380円	30(mm)	2,020円	1,520円	40(mm)	2,100円	1,600円	50(mm)	3,660円	3,160円	地区		単価 (税別)						丸山地区専用水道		70円 / m3						小野地区専用水道		50円 / m3						<p>水道料金 料金の徴収月は毎月。地元管理水道については半期に1回(9・3月)。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">地区</th> <th rowspan="3">種別</th> <th colspan="4">水 道 料 金 (税別)</th> </tr> <tr> <th colspan="2">基本料金 (1ヶ月につき)</th> <th colspan="2">超過料金 (1ヶ月につき)</th> </tr> <tr> <th>水量</th> <th></th> <th>超過水量</th> <th>1m3当たり</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">溝口</td> <td>一般用</td> <td>10m3まで</td> <td>800円</td> <td>1m3以上</td> <td>100円</td> </tr> <tr> <td>学校・保育所</td> <td>20m3まで</td> <td>800円</td> <td>1m3以上</td> <td>100円</td> </tr> <tr> <td>榊水高原</td> <td>家庭用・営業用</td> <td>20m3まで</td> <td>2,500円</td> <td>1m3以上</td> <td>190円</td> </tr> <tr> <td>二部</td> <td>家庭用・学校、保育所</td> <td>10m3まで</td> <td>1,300円</td> <td>1m3以上</td> <td>120円</td> </tr> <tr> <td>旭</td> <td>家庭用</td> <td>10m3まで</td> <td>1,200円</td> <td>1m3以上</td> <td>120円</td> </tr> <tr> <td>船福</td> <td>家庭用</td> <td>10m3まで</td> <td>1,300円</td> <td>1m3以上</td> <td>120円</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th>地区</th> <th>基準</th> <th>料金(年額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>金屋谷</td><td>1世帯につき</td><td>13,260円</td></tr> <tr><td>大滝</td><td>1世帯につき</td><td>13,050円</td></tr> <tr><td>大内</td><td>1世帯につき</td><td>10,300円</td></tr> <tr><td>岩立</td><td>1世帯につき</td><td>22,740円</td></tr> <tr><td>上野</td><td>1世帯につき</td><td>28,250円</td></tr> <tr><td>白水</td><td>1世帯につき</td><td>26,410円</td></tr> <tr><td>栃原</td><td>1世帯につき</td><td>13,660円</td></tr> <tr><td>富江</td><td>1世帯につき</td><td>3,870円</td></tr> <tr><td>福岡</td><td>1世帯につき</td><td>10,300円</td></tr> <tr><td>上の名</td><td>1世帯につき</td><td>42,840円</td></tr> <tr><td>根雨原</td><td>1世帯につき</td><td>31,820円</td></tr> </tbody> </table> <p>月の途中で使用開始、又は使用中止した場合は、1ヶ月分とする。 月の途中で用途変更をした場合は、使用日数の多い方の料率を適用。</p>	地区	種別	水 道 料 金 (税別)				基本料金 (1ヶ月につき)		超過料金 (1ヶ月につき)		水量		超過水量	1m3当たり	溝口	一般用	10m3まで	800円	1m3以上	100円	学校・保育所	20m3まで	800円	1m3以上	100円	榊水高原	家庭用・営業用	20m3まで	2,500円	1m3以上	190円	二部	家庭用・学校、保育所	10m3まで	1,300円	1m3以上	120円	旭	家庭用	10m3まで	1,200円	1m3以上	120円	船福	家庭用	10m3まで	1,300円	1m3以上	120円	地区	基準	料金(年額)	金屋谷	1世帯につき	13,260円	大滝	1世帯につき	13,050円	大内	1世帯につき	10,300円	岩立	1世帯につき	22,740円	上野	1世帯につき	28,250円	白水	1世帯につき	26,410円	栃原	1世帯につき	13,660円	富江	1世帯につき	3,870円	福岡	1世帯につき	10,300円	上の名	1世帯につき	42,840円	根雨原	1世帯につき	31,820円	<ul style="list-style-type: none"> 岸本町と溝口町で料金の体系が異なる格差がある。 徴収月が異なる。 岸本町の専用水道については毎月徴収している。 溝口町は定額制の簡易水道があり、その維持管理の一部を地元へ委託している。 集落管理の公共施設等水道の料金の負担者が異なる。(集落管理の地区公民館等公共的施設の水道料金については、岸本町では1集落につき3栓までは町一般会計が負担しており、溝口町では、集落が負担している。) 	<p>合併後に一元化するものとする。</p> <p>一元化案 ・使用料は、基本料金800円/月(8tまで)、超過料金1t当り100円、消費税相当分は別途計算とする。ただし、岸本町のペンション地区飲料水供給施設、丸山地区専用水道(大山ロイヤルホテル・別荘地用水道)、小野地区専用水道(グリーンパーク大山ゴルフクラブ用水道)及び溝口町の榊水高原地区簡易水道については、現行のとおりとする。 ・使用料の徴収方法は岸本町の例による。(2ヶ月毎に奇数月に徴収する。) ・集落管理の公共施設の水道料金は、岸本町の例により1集落につき3栓までは町負担とする。</p> <p>(調整は、合併が年度の中途の場合は当該年度は現行のとおりとし、翌年度から一元化する。)</p>
地区	種別				用途	水 道 料 金 (税別)																																																																																																																																																																																																					
						基本料金 (2ヶ月につき)				超過料金 (2ヶ月につき)																																																																																																																																																																																																	
		水量	口径	開栓時		停止時	超過水量	1m3当たり																																																																																																																																																																																																			
岸本町 八郷 小野 藍野	専用	一般用	16m3まで		1,600円	1,200円	1m3以上	100円																																																																																																																																																																																																			
			営業用	16m3まで	13(mm)	1,700円	1,200円	1m3以上	100円																																																																																																																																																																																																		
	20(mm)	1,860円			1,360円																																																																																																																																																																																																						
	25(mm)	1,880円			1,380円																																																																																																																																																																																																						
	30(mm)	2,020円			1,520円																																																																																																																																																																																																						
	40(mm)	2,100円			1,600円																																																																																																																																																																																																						
	50(mm)	3,660円			3,160円																																																																																																																																																																																																						
	共用	16m3まで	75(mm)	4,180円	3,680円																																																																																																																																																																																																						
100(mm)			4,940円	4,440円																																																																																																																																																																																																							
専用			一般用	16m3まで		1,600円	1,200円	1m3以上	140円																																																																																																																																																																																																		
				営業用	16m3まで	13(mm)	1,700円	1,200円	1m3以上	140円																																																																																																																																																																																																	
20(mm)			1,860円			1,360円																																																																																																																																																																																																					
25(mm)			1,880円			1,380円																																																																																																																																																																																																					
30(mm)	2,020円	1,520円																																																																																																																																																																																																									
40(mm)	2,100円	1,600円																																																																																																																																																																																																									
50(mm)	3,660円	3,160円																																																																																																																																																																																																									
地区		単価 (税別)																																																																																																																																																																																																									
丸山地区専用水道		70円 / m3																																																																																																																																																																																																									
小野地区専用水道		50円 / m3																																																																																																																																																																																																									
地区	種別	水 道 料 金 (税別)																																																																																																																																																																																																									
		基本料金 (1ヶ月につき)		超過料金 (1ヶ月につき)																																																																																																																																																																																																							
		水量		超過水量	1m3当たり																																																																																																																																																																																																						
溝口	一般用	10m3まで	800円	1m3以上	100円																																																																																																																																																																																																						
	学校・保育所	20m3まで	800円	1m3以上	100円																																																																																																																																																																																																						
榊水高原	家庭用・営業用	20m3まで	2,500円	1m3以上	190円																																																																																																																																																																																																						
二部	家庭用・学校、保育所	10m3まで	1,300円	1m3以上	120円																																																																																																																																																																																																						
旭	家庭用	10m3まで	1,200円	1m3以上	120円																																																																																																																																																																																																						
船福	家庭用	10m3まで	1,300円	1m3以上	120円																																																																																																																																																																																																						
地区	基準	料金(年額)																																																																																																																																																																																																									
金屋谷	1世帯につき	13,260円																																																																																																																																																																																																									
大滝	1世帯につき	13,050円																																																																																																																																																																																																									
大内	1世帯につき	10,300円																																																																																																																																																																																																									
岩立	1世帯につき	22,740円																																																																																																																																																																																																									
上野	1世帯につき	28,250円																																																																																																																																																																																																									
白水	1世帯につき	26,410円																																																																																																																																																																																																									
栃原	1世帯につき	13,660円																																																																																																																																																																																																									
富江	1世帯につき	3,870円																																																																																																																																																																																																									
福岡	1世帯につき	10,300円																																																																																																																																																																																																									
上の名	1世帯につき	42,840円																																																																																																																																																																																																									
根雨原	1世帯につき	31,820円																																																																																																																																																																																																									
5	<p>水道加入金 新たに水道の給水装置を設置する場合に徴収する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区 分</th> <th>加入負担額(税別)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">岸本町水道</td> <td>町道殿河内1号沿線 (大殿字東塚ノナル1914番地先～坂長字上三谷1751番地先)</td> <td rowspan="2">100,000円</td> </tr> <tr> <td>町道殿河内9号沿線 (大殿字内田981番地先～大殿字岡崎637番地先)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">その他給水区域内</td> <td>一度に20戸未満の加入</td> <td>80,000円</td> </tr> <tr> <td>一度に20戸以上の加入</td> <td>30,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">その他</td> <td>一度に20戸未満の加入</td> <td>100,000円</td> </tr> <tr> <td>一度に20戸以上の加入</td> <td>70,000円</td> </tr> </tbody> </table>	区 分		加入負担額(税別)	岸本町水道	町道殿河内1号沿線 (大殿字東塚ノナル1914番地先～坂長字上三谷1751番地先)	100,000円	町道殿河内9号沿線 (大殿字内田981番地先～大殿字岡崎637番地先)	その他給水区域内	一度に20戸未満の加入	80,000円	一度に20戸以上の加入	30,000円	その他	一度に20戸未満の加入	100,000円	一度に20戸以上の加入	70,000円	<p>水道加入金 新たに水道の給水装置を設置する場合、又は給水管を増口径する場合に徴収する。増口径の場合は、差額を徴収。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設・口径</th> <th>13mm</th> <th>20mm</th> <th>25mm</th> <th>30mm</th> <th>40mm</th> <th>50mm</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>溝口</td> <td>52,500円</td> <td>73,500円</td> <td>105,000円</td> <td>157,500円</td> <td>210,000円</td> <td>420,000円</td> </tr> <tr> <td>榊水高原</td> <td>189,000円</td> <td>210,000円</td> <td>262,500円</td> <td>420,000円</td> <td>735,000円</td> <td>1,050,000円</td> </tr> <tr> <td>二部</td> <td>52,500円</td> <td>73,500円</td> <td>105,000円</td> <td>157,500円</td> <td>210,000円</td> <td>420,000円</td> </tr> <tr> <td>旭</td> <td>147,000円</td> <td>168,000円</td> <td>210,000円</td> <td>262,500円</td> <td>315,000円</td> <td>525,000円</td> </tr> <tr> <td>船福</td> <td>352,000円</td> <td>400,000円</td> <td colspan="4"></td> </tr> </tbody> </table>	施設・口径	13mm	20mm	25mm	30mm	40mm	50mm	溝口	52,500円	73,500円	105,000円	157,500円	210,000円	420,000円	榊水高原	189,000円	210,000円	262,500円	420,000円	735,000円	1,050,000円	二部	52,500円	73,500円	105,000円	157,500円	210,000円	420,000円	旭	147,000円	168,000円	210,000円	262,500円	315,000円	525,000円	船福	352,000円	400,000円					<ul style="list-style-type: none"> 地区、口径により加入金が異なる。 	<p>合併後に溝口町の例をもとに新たに定めるものとする。 (合併が年度の中途の場合は、当該年度は現行のとおりとし、翌年度から一元化する。)</p> <p>水道口径別加入金一元化案</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>13mm</th> <th>20mm</th> <th>25mm</th> <th>30mm</th> <th>40mm</th> <th>50mm</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>榊水高原地区</td> <td>189,000</td> <td>210,000</td> <td>262,500</td> <td>420,000</td> <td>735,000</td> <td>1,050,000</td> </tr> <tr> <td>その他の地区</td> <td>105,000</td> <td>157,500</td> <td>210,000</td> <td>262,500</td> <td>315,000</td> <td>525,000</td> </tr> </tbody> </table>		13mm	20mm	25mm	30mm	40mm	50mm	榊水高原地区	189,000	210,000	262,500	420,000	735,000	1,050,000	その他の地区	105,000	157,500	210,000	262,500	315,000	525,000																																																																																																																							
区 分		加入負担額(税別)																																																																																																																																																																																																									
岸本町水道	町道殿河内1号沿線 (大殿字東塚ノナル1914番地先～坂長字上三谷1751番地先)	100,000円																																																																																																																																																																																																									
	町道殿河内9号沿線 (大殿字内田981番地先～大殿字岡崎637番地先)																																																																																																																																																																																																										
	その他給水区域内	一度に20戸未満の加入	80,000円																																																																																																																																																																																																								
		一度に20戸以上の加入	30,000円																																																																																																																																																																																																								
その他	一度に20戸未満の加入	100,000円																																																																																																																																																																																																									
	一度に20戸以上の加入	70,000円																																																																																																																																																																																																									
施設・口径	13mm	20mm	25mm	30mm	40mm	50mm																																																																																																																																																																																																					
溝口	52,500円	73,500円	105,000円	157,500円	210,000円	420,000円																																																																																																																																																																																																					
榊水高原	189,000円	210,000円	262,500円	420,000円	735,000円	1,050,000円																																																																																																																																																																																																					
二部	52,500円	73,500円	105,000円	157,500円	210,000円	420,000円																																																																																																																																																																																																					
旭	147,000円	168,000円	210,000円	262,500円	315,000円	525,000円																																																																																																																																																																																																					
船福	352,000円	400,000円																																																																																																																																																																																																									
	13mm	20mm	25mm	30mm	40mm	50mm																																																																																																																																																																																																					
榊水高原地区	189,000	210,000	262,500	420,000	735,000	1,050,000																																																																																																																																																																																																					
その他の地区	105,000	157,500	210,000	262,500	315,000	525,000																																																																																																																																																																																																					

水道事業両町比較表

項目	岸本町				溝口町					
行政区域内人口	行政区域内人口 7,358人 (平成14年度末)				行政区域内人口 5,386人 (平成14年度末)					
給水人口(計画給水人口)	給水人口(計画給水人口) (平成14年7月1日現在) 7,273人				給水人口(計画給水人口) (平成14年7月1日現在) 4,053人					
		給水人口	計画給水人口		給水人口	計画給水人口	給水人口	計画給水人口		
	岸本町水道	5,147人	(5,430人)		* 溝口地区	1,887人	(1,903人)	岩立地区	118人	(130人)
	八郷簡易水道	1,915人	(3,087人)		* 榎水地区	52人	(2,400人)	上野地区	82人	(104人)
	小野地区飲料水供給施設	79人	(79人)		* 二部地区	245人	(310人)	白水地区	59人	(105人)
	藍野地区飲料水供給施設	62人	(62人)		* 旭地区	559人	(623人)	栃原地区	121人	(233人)
	ペンション地区飲料水供給施設	70人	(140人)		* 船福地区	-	(180人)	富江地区	259人	(350人)
					金屋谷地区	193人	(193人)	福岡地区	204人	(230人)
					大滝地区	90人	(280人)	上の名地区	42人	(68人)
					大内地区	83人	(105人)	根雨原地区	59人	(67人)
					*の地区は町管理水道 船福地区は15年度より					
給水件数	給水件数 2,250件 (平成14年度末)				給水件数 1,287件 (平成14年度末)					
	【内訳】				【内訳】					
	岸本町水道	1,596件			* 溝口地区	600件		岩立地区	31件	
	八郷簡易水道	572件			* 榎水地区	30件		上野地区	19件	
	小野地区飲料水供給施設	20件			* 二部地区	83件		白水地区	16件	
	藍野地区飲料水供給施設	22件			* 旭地区	145件		栃原地区	34件	
	ペンション地区飲料水供給施設	40件			* 船福地区	47件		富江地区	72件	
					金屋谷地区	57件		福岡地区	73件	
					大滝地区	21件		上の名地区	13件	
					大内地区	27件		根雨原地区	19件	
					*の地区は町管理水道 船福地区は15年度より					
施設能力 (公称取水量・浄水能力・配水能力)		公称取水量	浄水能力	配水能力		公称取水量	浄水・配水能力		公称取水量	浄水・配水能力
	【岸本町水道】	(m3/日)	(m3/日)	(m3/日)	[溝口地区]	(m3/日)	(m3/日)		(m3/日)	(m3/日)
	上細見第2水源地(深井戸)	700	1,837	1,837	第1水源地(深井戸)	478	1,078	船福水源地(深井戸)	82	82
	上細見第3水源地(深井戸)	1,137			旭水源地(浅井戸)	93		93		
	吉定水源地(深井戸)	300	300	300	第2水源地(深井戸)	200		金屋谷水源地(深井戸)	79	79
	坂長水源地(深井戸)	600	600	600	宮原水源地(浅井戸)	400	大滝水源地(湧水)	42	42	
	【八郷簡易水道】				[榎水地区]			大内水源地(湧水)	37	37
	丸山水源地(湧水)	500	500	500	第1水源地(深井戸)	1000	1,176	岩立水源地(深井戸)	56	56
	福原水源地(深井戸)	642	642	642	第2水源地(深井戸)	176		上野水源地(深井戸)	21	21
	【小規模水道】				[二部地区]			白水水源地(浅井戸)	21	21
	小野水源地(湧水)	27	27	27	二部水源地(深井戸)	105	264	栃原水源地(深井戸)	78	78
	藍野水源地(深井戸)	39	39	39	三部1区水源地(浅井戸)	120		富江水源地(深井戸)	129	129
	ペンション水源地(上)(深井戸)	139	139	139	三部2区水源地(浅井戸)	25.5		福岡水源地(深井戸)	87	87
	ペンション水源地(下)(深井戸)	482	482	482	間地水源地(湧水)	13.5	上の名水源地(深井戸)	26	26	
								根雨原水源地(深井戸)	28	28
年間配水量	年間配水量(平成14年度実績より) 1,111,107m3				年間配水量(平成14年度実績より) 592,750m3 (うち町管理水道分 470,543m3)					
	【内訳】				【内訳】					
	岸本町水道	607,025m3			* 溝口地区	303,149m3		岩立地区	8,944m3	
	八郷簡易水道	220,163m3			* 榎水高原地区	55,214m3		上野地区	6,403m3	
	小野地区飲料水供給施設	7,955m3			* 二部地区	58,606m3		白水地区	6,931m3	
	藍野地区飲料水供給施設	6,160m3			* 旭地区	53,574m3		栃原地区	12,341m3	
	ペンション地区飲料水供給施設	15,561m3			* 船福地区	-m3		富江地区	27,662m3	
	丸山地区、小野地区専用水道	254,243m3			金屋谷地区	20,345m3		福岡地区	12,962m3	
					大滝地区	11,652m3		上の名地区	3,698m3	
					大内地区	7,794m3		根雨原地区	3,475m3	
					*の地区は町管理水道 船福地区は15年度より					

水道事業両町比較表

項目	岸本町	溝口町
有収率	有収率 89.4% (平成14年度実績) 【水道別】 岸本町水道 87.2% 八郷簡易水道 89.7% 小野地区飲料水供給施設 89.7% 藍野地区飲料水供給施設 89.7% ペンション地区飲料水供給施設 89.7% 丸山地区、小野地区専用水道 94.3%	有収率 88.1% (うち町管理水道分 89.0% (平成14年度実績)) 【地区別】 * 溝口地区 95.3% 岩立地区 95.2% * 榑水高原地区 85.3% 上野地区 80.3% * 二部地区 85.4% 白水地区 80.1% * 旭地区 90.1% 栃原地区 95.1% * 船福地区 -% 富江地区 90.1% 金屋谷地区 95.2% 福岡地区 92.0% 大滝地区 85.6% 上の名地区 95.0% 大内地区 85.3% 根雨原地区 95.0% *の地区は町管理水道 船福地区は15年度より
1日最大配水量	1日最大配水量(平成14年度実績より) 4,561m3 【内訳】 岸本町水道 2,495m3 八郷簡易水道 904m3 小野地区飲料水供給施設 31m3 藍野地区飲料水供給施設 24m3 ペンション地区飲料水供給施設 63m3 丸山地区、小野地区専用水道 1,044m3	1日最大配水量(平成14年度実績より) 3,215m3 (うち町管理水道分 2,611m3) * 溝口地区 1,078m3 岩立地区 56m3 * 榑水高原地区 1,176m3 上野地区 21m3 * 二部地区 264m3 白水地区 21m3 * 旭地区 93m3 栃原地区 78m3 * 船福地区 -% 富江地区 129m3 金屋谷地区 79m3 福岡地区 87m3 大滝地区 42m3 上の名地区 26m3 大内地区 37m3 根雨原地区 28m3 *の地区は町管理水道 船福地区は15年度より
1日平均配水量	1日平均配水量(平成14年度実績より) 2,879m3 【内訳】 岸本町水道 1,663m3 八郷簡易水道 603m3 小野地区飲料水供給施設 21m3 藍野地区飲料水供給施設 16m3 ペンション地区飲料水供給施設 42m3 丸山地区、小野地区専用水道 696m3	1日平均配水量(平成14年度実績より) 2,230m3 (うち町管理水道分 1,807m3) 【地区別】 * 溝口地区 755m3 岩立地区 39m3 * 榑水高原地区 800m3 上野地区 15m3 * 二部地区 186m3 白水地区 14m3 * 旭地区 66m3 栃原地区 55m3 * 船福地区 -% 富江地区 90m3 金屋谷地区 55m3 福岡地区 61m3 大滝地区 30m3 上の名地区 18m3 大内地区 26m3 根雨原地区 20m3 *の地区は町管理水道 船福地区は15年度より
供給単価(給水単価)	供給単価(平成14年度実績より) 107.42円 【水道別】 岸本町水道 98.34円 八郷簡易水道 163.80円 小野地区飲料水供給施設 197.04円 藍野地区飲料水供給施設 117.98円 ペンション地区飲料水供給施設 114.11円 丸山地区、小野地区専用水道 66.13円 * 八郷・小野については施設改良・修繕があり、供給単価が例年より高くなっている。	供給単価(平成14年度実績より) 98.44円 【地区別】 溝口地区 89.22円 榑水地区 160.16円 二部地区 133.52円 旭地区 73.45円 船福地区 - 地元管理水道全体 100.26円 * 人件費は、町一般会計で充当することにしており、供給単価には含まれない。

水道事業関係起債償還予定表(平成16年度～25年度)

岸本町

岸本町水道

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
元金	8,177,561	9,319,677	13,357,390	19,436,892	20,091,595	20,249,338	20,919,979	21,617,662	22,343,662	23,099,335
利息	15,405,623	15,025,719	14,612,233	14,057,392	13,402,689	12,730,312	12,059,671	11,361,988	10,635,988	9,880,315
合計	23,583,184	24,345,396	27,969,623	33,494,284	33,494,284	32,979,650	32,979,650	32,979,650	32,979,650	32,979,650

八郷簡易水道

元金	9,180,328	9,695,304	10,215,551	9,099,506	9,469,465	10,480,912	10,899,501	11,337,670	11,796,386	12,276,659
利息	9,450,924	9,029,226	8,584,315	8,143,308	7,763,575	7,356,952	6,928,589	6,480,644	6,012,154	5,522,105
合計	18,631,252	18,724,530	18,799,866	17,242,814	17,233,040	17,837,864	17,828,090	17,818,314	17,808,540	17,798,764

岸本町計

元金	17,357,889	19,014,981	23,572,941	28,536,398	29,561,060	30,730,250	31,819,480	32,955,332	34,140,048	35,375,994
利息	24,856,547	24,054,945	23,196,548	22,200,700	21,166,264	20,087,264	18,988,260	17,842,632	16,648,142	15,402,420
合計	42,214,436	43,069,926	46,769,489	50,737,098	50,727,324	50,817,514	50,807,740	50,797,964	50,788,190	50,778,414

溝口町

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
元金	13,478,343	15,314,184	19,631,447	17,116,820	19,414,748	19,979,665	20,567,817	19,234,452	19,501,700	19,685,328
利息	12,364,998	11,785,688	11,149,274	10,490,020	9,959,566	9,394,649	8,806,497	8,201,658	7,600,688	6,999,908
合計	25,843,341	27,099,872	30,780,721	27,606,840	29,374,314	29,374,314	29,374,314	27,436,110	27,102,388	26,685,236

岸本町・溝口町合計

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
元金	30,836,232	34,329,165	43,204,388	45,653,218	48,975,808	50,709,915	52,387,297	52,189,784	53,641,748	55,061,322
利息	37,221,545	35,840,633	34,345,822	32,690,720	31,125,830	29,481,913	27,794,757	26,044,290	24,248,830	22,402,328
合計	68,057,777	70,169,798	77,550,210	78,343,938	80,101,638	80,191,828	80,182,054	78,234,074	77,890,578	77,463,650

平成14年度決算による水道事業維持管理関係収支比較表

比較のために、繰入金を起債償還金の1/2のみにした場合で再算定した。必要人件費も当該会計で支払うものとして積算。

項目	岸本町 (施設改良費等は除く)			合計	参考 専用水道 (丸山・小野)
	岸本水道	八郷簡水	小規模		
料金収入	58,448	21,353	3,503	83,304	17,601
繰入金	8,875	8,612	0	17,487	0
収入計	67,323	29,965	3,503	100,791	17,601
維持管理費	25,746	8,771	3,539	38,056	0
人件費相当額	13,494	3,300	0	16,794	0
起債償還額	24,871	17,224	0	42,095	2,698
支出計	64,111	29,295	3,539	96,945	2,698
収支差引(-)	3,212	670	-36	3,846	14,903

岸本水道の繰入金は、簡易水道時に借り入れた起債の1/2のみとしている。

決算における実際の繰入金は、上水道：公共施設水道使用料200万円、簡易水道：人件費の1/2、小規模水道：水質検査手数料の1/2等があり、総額で23,044,199円の繰り入れしている。

専用水道は、取水井は町が管理し、送・配水施設は専用水道利用者が管理している。

維持管理費の内訳

項目	岸本	八郷	小規模	合計
電気代	9,666	2,169	815	12,650
修繕料	5,662	3,378	996	10,036
機械保守関係	809	268	112	1,189
電算処理料	2,408	183	29	2,620
水質検査手数料	1,257	725	1,294	3,276
薬品費	970	148		1,118
補助金	1,098	757		1,855
検針費用	455	132	109	696
報奨金	857	419	36	1,312
その他	2,564	592	148	3,304
合計	25,746	8,771	3,539	38,056

項目	溝口町 (施設改良費等は除く)				小計 A	普通定額 B	合計 (A+B)
	溝口	旭	二部	桝水			
料金収入	27,607	5,939	3,420	9,255	46,221	6,773	52,994
繰入金	5,580	129	348	1,108	7,164	2,915	10,079
収入計	33,187	6,068	3,768	10,363	53,385	9,688	63,073
維持管理費	12,539	3,020	2,411	4,940	22,910	7,635	30,545
人件費相当額	8,145	3,100	1,924	1,098	14,267	8,649	22,916
起債償還額	11,159	258	695	2,216	14,328	6,575	20,903
支出計	31,843	6,378	5,030	8,254	51,505	22,859	74,364
収支差引(-)	1,344	-310	-1,263	2,109	1,880	-13,171	-11,291

決算における実際の繰入金は、人件費の全額、一部の水道事業債償還金の全額、普通定額制水道の水質検査手数料の1/2等があり、総額で43,390,246円を繰り入れしている。

維持管理費の内訳

項目	溝口	旭	二部	桝水	小計	普通定額	合計
電気代	2,999	610	711	2,173	6,493	109	6,602
修繕料	2,989	750	536	980	5,255		5,255
機械保守関係	0	0	0	0	0	0	0
電算処理料	525	117	70	38	750	0	750
水質検査手数料	638	325	324	455	1,742	4,570	6,312
薬品費	433	204	100	409	1,146	710	1,856
補助金	0	0	0	0	0	0	0
検針費用	1,759	241	329	230	2,559	0	2,559
報奨金	554	159	72	0	785	0	785
その他	2,642	614	269	655	4,180	2,246	6,426
合計	12,539	3,020	2,411	4,940	22,910	7,635	30,545

平成17年度水道事業収支見込み

(平成14年度決算をもとに料金を岸本町の例により統一した場合で推計)

(単位：千円)

(参考)

項目		岸本水道	八郷簡水	小規模水道	小計	溝口全町	合計	溝口簡易水道料金で統一し かつ毎月検針の場合の合計
収入	水道使用料 a	58,500	23,800	3,550	85,850	70,000	155,850	150,800
支出	維持管理費	22,519	10,386	3,335	36,240	31,500	67,740	69,388
	起債償還額	24,546	19,200	0	43,746	32,400	76,146	76,146
	支出小計 b	47,065	29,586	3,335	79,986	63,900	143,886	145,534
	人件費 c	9,750	6,500	0	16,250	16,250	32,500	32,500
	支出合計 (b + c)=d	56,815	36,086	3,335	96,236	80,150	176,386	178,034
収支差引(a - d=)		1,685	12,286	215	10,386	10,150	20,536	27,234
一般会計からの繰入金		10,171	13,029	927	24,127	24,325	48,452	48,452
収支差引 (-)		11,856	743	1,142	13,741	14,175	27,916	21,218

溝口町水道使用料については、二部簡水において14～15年度に給水区域を拡大し、17年度から畑池・船福・三部・間地地区の238世帯に新たに給水するものとして推計した。

繰入基準は岸本町の例による。

起債償還金 × 1/2 (岸本水道は簡易水道時の起債のみ)

人件費 × 1/2 (簡易水道のみ)

公共施設水道料金200万円 (岸本水道のみ)

岸本水道は、他との比較のため現金ベースで算出。実際には上記のほか約3,000万円の減価償却費が必要。また、平成18年度から償還が始まる岸本町坂長地区新水源に係る起債償還金約1,000万円については、算入していない。

平成20年度から償還が始まる溝口町二部の水道施設整備に係る起債償還金約600万円については、算入していない。

人件費については、岸本町建設水道課平均による1人当たり人件費を算出し、5人分を計上。

(参考:16年度は5.3人分を当初予算に計上 38,800千円)

維持管理費内訳

項目	岸本水道	八郷簡水	小規模水道	小計	溝口全町	合計	溝口簡易水道料金で統一し かつ毎月検針の場合の合計
電気代	7,000	2,500	820	10,320	7,900	18,220	18,220
修繕料	6,000	3,000	200	9,200	6,000	15,200	15,200
機械保守関係	845	350	250	1,445	2,100	3,545	3,545
電算処理委託	891	199	0	1,090	1,050	2,140	2,140
水質検査等	1,520	915	1,855	4,290	8,400	12,690	12,690
薬品費	1,165	165	35	1,365	1,900	3,265	3,265
補助金(営農飲雑用水)	1,098	757	0	1,855	0	1,855	1,855
検針費用	650	240	108	998	650	1,648	3,296
報奨金	1,000	500	45	1,545	1,000	2,545	2,545
その他	2,350	1,760	22	4,132	2,500	6,632	6,632
合計	22,519	10,386	3,335	36,240	31,500	67,740	69,388

* 検針については、岸本町の例によりシルバー人材センターに委託1件63円(冬季84円)とし、2ヶ月に1回で計算(小規模除く)。(検針を溝口町の例により業者委託にした場合は、1件当たり約200円になる。)

* 岸本町の例により、機械保守点検は月1回、滅菌機保守点検は年1回行なうものとした。

* 両町の水道事業関係基金残額 0円(岸本町の専用水道は除く。)

行政現況調書調整一覧表

協議会提出案件

専門部会名	住民環境部会	責任者	永見文夫	ワーキンググループ名	保育事業	責任者	山岡 範泰				
合併協定項目	各種事務事業の取扱い		25-26 保育事業		備考						
連番	岸 本 町			溝 口 町			課題・問題点	調整方法			
1	保育所保育料			保育所保育料			<p>問題点</p> <ul style="list-style-type: none"> 両町では、保育料の差がある。 岸本町の徴収基準額の区分には、3歳児がある。 	<p>合併後に一元化する。(一元化案下記のとおり)</p> <ul style="list-style-type: none"> 徴収基準額の区分は、溝口町の例による。(3歳以上児・3歳未満児の2区分にする。) 一元化の時期については、合併が年度中途の場合、当該年度は現行のとおりとし、翌年度から岸本町の例をもとに一元化する。 			
	平成16年度保育料徴収基準額表			平成16年度保育料徴収基準額表							
	各月初日の要保育児童の属する世帯の階層区分			各月初日の要保育児童の属する世帯の階層区分							
	階層区分	定 義	3歳未満児	3歳児	4歳以上児	階層区分			定 義	3歳未満児	3歳以上児
	第 1	生活保護世帯による被保護世帯(単給世帯を含む)	円 0	円 0	円 0	第 1			生活保護世帯による被保護世帯(単給世帯を含む)	円 0	円 0
	第 2	第1階層及び第4階層を除き、前年度分の市町村民税非課税世帯	5,000	3,500	3,500	第 2			第1階層及び第4～第7階層を除き、前年度分の市町村民税非課税世帯	4,000	3,000
	第 3	均等割の額のみ(所得割の額のない世帯)	12,000	9,500	9,500	第 3			均等割の額のみ(所得割の額のない世帯)	10,000	8,000
	第 4	所得割の額のある世帯	15,000	11,000	11,000	第 4			所得割の額のある世帯	14,000	10,000
	第 5	64,000円未満	23,000	19,000	19,000	第 5			64,000円未満	22,000	18,000
	第 6	64,000円以上100,000円未満	31,500	26,500	25,000	第 6			64,000円以上100,000円未満	29,000	24,000
第 7	100,000円以上160,000円未満	37,500	28,000	26,500	第 7	100,000円以上160,000円未満	40,000	26,000			
第 8	160,000円以上260,000円未満	41,500	28,000	26,500	第 8	160,000円以上260,000円未満	40,000	26,000			
第 9	260,000円以上408,000円未満	42,000	28,000	26,500	第 9	260,000円以上408,000円未満	41,000	26,500			
第 10	408,000円以上	43,000	28,000	26,500	第 10	408,000円以上	41,000	26,500			
<p>* 児童の属する世帯が「母子」「在宅障害児(者)」のいる世帯の場合は、第2階層及び第3階層について減免する。第2階層は免除、第3階層は徴収基準額から1,000円を減額する。(国制度)</p> <p>* 第2階層から第10階層の世帯であって、同一世帯から2人以上入所している場合に、2人のときは1人の徴収基準額を1/2に減額し、3人のときは1人を1/10に減額する。(国制度)</p> <p>* 第3子以降の入所児童の保育料を1/3に減額する。(県制度)</p>											

年度別保育料比較表 (17年度の溝口町保育料は岸本町の16年度保育料に合わせる。)

岸本町 階層区分	国基準 階層区分	15年度徴収金基準額 3歳未満児 3歳以上児		岸本町												溝口町					
				乳児			1,2歳児			3歳児			4歳以上児			3歳未満児		3歳児		4歳以上児	
				14年度	15年度	16年度	15年度	16年度	15年度												
第1階層	第1階層	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
第2階層	第2階層	9,000	6,000	8,000	6,000	5,000	8,000	6,000	5,000	5,400	4,000	3,500	5,400	4,000	3,500	4,000	4,000	3,000	3,000	3,000	3,000
第3階層	第3階層	19,500	16,500	18,200	14,000	12,000	18,200	14,000	12,000	15,300	11,000	9,500	15,300	11,000	9,500	10,000	10,000	8,000	8,000	8,000	8,000
第4階層					16,000	15,000		16,000	15,000		12,000	11,000		12,000	11,000						
第5階層	第4階層	30,000	27,000	29,000	25,000	23,000	29,000	25,000	23,000	26,000	21,000	19,000	26,000	21,000	19,000	21,000	22,000	17,000	18,000	17,000	18,000
第6階層	第5階層	44,500	41,500	43,400	35,000	31,500	43,400	35,000	31,500	38,000	30,000	26,500	31,900	27,000	25,000	28,000	29,000	23,000	24,000	23,000	24,000
第7階層					41,000	37,500		41,000	37,500		31,000	28,000		28,000	26,500						
第8階層	第6階層	61,000	58,000	49,000	44,000	41,500	49,000	44,000	41,500	38,000	31,000	28,000	31,900	28,000	26,500	39,000	40,000	25,000	26,000	25,000	26,000
第9階層					44,000	42,000		44,000	42,000		31,000	28,000		28,000	26,500						
第10階層	第7階層	80,000	77,000	52,500	46,000	43,000	52,500	46,000	43,000	38,000	31,000	28,000	31,900	28,000	26,500	40,000	41,000	25,000	26,500	25,000	26,500

平成16年度 保育所・年齢別児童数(平成16年3月10日現在受付状況)

4月1日現在

育所名(定員)	年齢								
	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	合計	
岸本町	ふたば保育所	3	8	14	12	19	10		66
	あさひ保育所		3	4	9	10	8		34
	こしき保育所		8	11	24	14	17		74
	五千石保育所					2			2
	合計	3	19	29	45	45	35	0	176
溝口町	溝口保育所(120人)	3	11	11	23	23	31		102
	二部保育所(45人)		2	0	8	7	8		25
	日光保育所(30人)			2	1	4			7
									0
	合計	3	13	13	32	34	39	0	134

溝口町途中入所予定

0歳 3人
1歳 2人
2歳 1人

専門部会名	建設水道部会	責任者	小村 恵吾	ワーキンググループ名	上水道事業(事務関係)	責任者	野口 泰彦
合併協定項目	各種事務事業の取扱い		25-29 上水道事業			備考	

連番	岸 本 町	溝 口 町	課題・問題点	調整方法																																																																														
1	<p>繰入金</p> <p>水道事業に関しては、公営企業会計・特別会計であり独立採算が原則であるが、公共事業であるため一般公共的に考える必要がある場合や、特殊な事情がある場合に一般会計から必要な経費を繰入金として受け入れている。</p> <p>一般会計繰入金について（岸本町 平成14年度）</p> <table border="1"> <tr><th colspan="3">岸本町水道</th></tr> <tr><th>項目</th><th>金額</th><th>備考</th></tr> <tr><td>公共施設水道使用料</td><td>2,000,000</td><td>地区公民館等</td></tr> <tr><td>起債償還分</td><td>8,875,661</td><td>簡水時に借入れしたものの償還金の1/2</td></tr> <tr><td>経営補助分（その他）</td><td>584,066</td><td>農村総合モデル事業償還金助成</td></tr> <tr><td>受託修繕料</td><td>293,475</td><td>消火栓修繕</td></tr> <tr><td>計</td><td>11,753,202</td><td></td></tr> <tr><th colspan="3">八郷地区簡易水道</th></tr> <tr><th>項目</th><th>金額</th><th>備考</th></tr> <tr><td>人件費</td><td>1,650,225</td><td>人件費の1/2</td></tr> <tr><td>起債償還分</td><td>8,612,044</td><td>償還金の1/2</td></tr> <tr><td>経営補助分（その他）</td><td>328,088</td><td>農村総合モデル事業償還金助成</td></tr> <tr><td>施設改良事業助成</td><td>53,760</td><td>事業費の10%</td></tr> <tr><td>受託修繕料</td><td>0</td><td>消火栓修繕</td></tr> <tr><td>計</td><td>10,644,117</td><td></td></tr> <tr><th colspan="3">小規模水道</th></tr> <tr><th>項目</th><th>金額</th><th>備考</th></tr> <tr><td>水質検査手数料</td><td>646,800</td><td>水質検査手数料の1/2</td></tr> <tr><td>合計</td><td>23,044,119 円</td><td></td></tr> </table>	岸本町水道			項目	金額	備考	公共施設水道使用料	2,000,000	地区公民館等	起債償還分	8,875,661	簡水時に借入れしたものの償還金の1/2	経営補助分（その他）	584,066	農村総合モデル事業償還金助成	受託修繕料	293,475	消火栓修繕	計	11,753,202		八郷地区簡易水道			項目	金額	備考	人件費	1,650,225	人件費の1/2	起債償還分	8,612,044	償還金の1/2	経営補助分（その他）	328,088	農村総合モデル事業償還金助成	施設改良事業助成	53,760	事業費の10%	受託修繕料	0	消火栓修繕	計	10,644,117		小規模水道			項目	金額	備考	水質検査手数料	646,800	水質検査手数料の1/2	合計	23,044,119 円		<p>繰入金</p> <p>水道事業に関しては、特別会計であり独立採算が原則であるが、公共事業であるため一般公共的に考える必要がある場合や、特殊な事情がある場合に一般会計から必要な経費を繰入金として受け入れている。</p> <p>一般会計繰入金について（溝口町 平成14年度）</p> <table border="1"> <tr><th>項目</th><th>金額</th><th>備考</th></tr> <tr><td>人件費分</td><td>25,274,367</td><td>人件費分全額</td></tr> <tr><td>経営補助分（水質検査）</td><td>2,950,000</td><td>水質検査補助</td></tr> <tr><td>経営補助分（その他）</td><td>759,040</td><td>負担金・旅費等</td></tr> <tr><td>起債償還分</td><td>4,417,800</td><td>福岡・金屋谷・岩立・三部二区分の全額</td></tr> <tr><td>改良事業に伴うもの</td><td>9,989,039</td><td>消火栓等</td></tr> <tr><td>計</td><td>43,390,246</td><td></td></tr> </table> <p>なお、平成14年度の起債償還額は、20,906,358円です。</p> <p>溝口町の経営（繰入金）の考え方は、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人件費は全部一般会計でまかなう ・起債の償還は、料金でまかなう（ただし、上記の集落は繰り入れる） ・普通定額水道には水質検査費用の1/2程度を繰り入れる 	項目	金額	備考	人件費分	25,274,367	人件費分全額	経営補助分（水質検査）	2,950,000	水質検査補助	経営補助分（その他）	759,040	負担金・旅費等	起債償還分	4,417,800	福岡・金屋谷・岩立・三部二区分の全額	改良事業に伴うもの	9,989,039	消火栓等	計	43,390,246		<ul style="list-style-type: none"> ・繰入金の基準が異なる。 ・岸本町は独自の繰入基準があり、毎年この基準により繰入をおこなっている。 <p>（参考）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・岸本町水道 全項目繰入基準 ・八郷簡易水道 人件費・農村総合モデル事業償還金助成が独自基準。 ・小規模水道 独自基準。 ・岸本町は、歳入不足になった場合（赤字の場合）は、繰上充用を行なっている。 <p>繰り上げ充用 = 翌年度の歳入を当年度歳入不足分に充てる。（独立採算・受益者負担が原則であるため。一般会計から補填は行なわない。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・溝口町はその年の財政状況により繰入額がきまる。（赤字分を一般会計で補填） 	<p>合併後に岸本町の例により一元化するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上水道事業 公共施設水道使用料200万円 ・簡易水道事業 簡易水道事業償還金の1/2 人件費の1/2 ・小規模水道事業 水質検査手数料の1/2 ・その他国の基準に準ずる。
岸本町水道																																																																																		
項目	金額	備考																																																																																
公共施設水道使用料	2,000,000	地区公民館等																																																																																
起債償還分	8,875,661	簡水時に借入れしたものの償還金の1/2																																																																																
経営補助分（その他）	584,066	農村総合モデル事業償還金助成																																																																																
受託修繕料	293,475	消火栓修繕																																																																																
計	11,753,202																																																																																	
八郷地区簡易水道																																																																																		
項目	金額	備考																																																																																
人件費	1,650,225	人件費の1/2																																																																																
起債償還分	8,612,044	償還金の1/2																																																																																
経営補助分（その他）	328,088	農村総合モデル事業償還金助成																																																																																
施設改良事業助成	53,760	事業費の10%																																																																																
受託修繕料	0	消火栓修繕																																																																																
計	10,644,117																																																																																	
小規模水道																																																																																		
項目	金額	備考																																																																																
水質検査手数料	646,800	水質検査手数料の1/2																																																																																
合計	23,044,119 円																																																																																	
項目	金額	備考																																																																																
人件費分	25,274,367	人件費分全額																																																																																
経営補助分（水質検査）	2,950,000	水質検査補助																																																																																
経営補助分（その他）	759,040	負担金・旅費等																																																																																
起債償還分	4,417,800	福岡・金屋谷・岩立・三部二区分の全額																																																																																
改良事業に伴うもの	9,989,039	消火栓等																																																																																
計	43,390,246																																																																																	

行政現況調書調整一覧表

行政現況調書調整一覧表										協議会提案事項						
専門部会名	産業経済部会				責任者	梅原久義		ワーキンググループ名	農林水産事業		責任者	田村茂樹				
合併協定項目					各種事務事業の取扱い	25 - 32農林水産事業				備考						
連番	岸本町				溝口町					課題・問題点		調整方法				
1	農業用施設補助災害復旧事業 災害による被害を復旧し地域住民の生活を守る。 災害で被害を受けた農業用施設(道路、水路、橋梁、ため池、頭首工等)事業400千円以上の災害について、国が査定で認めたものについて国が65%の補助を行う復旧事業。				農業用施設補助災害復旧事業 災害による被害を復旧し地域住民の生活を守る。 災害で被害を受けた農業用施設(道路、水路、橋梁、ため池、頭首工等)事業400千円以上の災害について、国が査定で認めたものについて国が65%の補助を行う復旧事業。					事業に係る受益者負担率が異なる。 岸本町 35% × 70% = 24.5% 溝口町 通常 15% 激甚 2%		・合併時に一元化する。 一元化案				
	災害区分		通常		災害区分		通常		激甚(補助率80%の場合)		事業主体	団体等				
	事業主体		団体等		事業主体		団体等		団体等		災害区分	通常(起債なし)		通常(起債あり)		
	区分		工事費	測量試験費	工事費	測量試験費	区分	工事費	測量試験費	工事費	測量試験費	区分	工事費	測量試験費	工事費	測量試験費
	国		65%	0%	65%	0%	国	65%	0%	80%	0%	国	65%	0%	65%	0%
	町		10.5%	0%	3.5%	0%	町	20.0%	100%	18.0%	100%	町	20%	100%	20%	100%
	受益者		24.5%	100%	31.5%	100%	受益者	15.0%	0%	2.0%	0%	受益者	15%	0%	15%	0%
	計		100%	100%	100%	100%	計	100%	100%	100%	100%	計	100%	100%	100%	100%
	国65%、受益者35%(受益者分の30%は町単独補助金として町負担)				国65%、町20%、受益者15%(激甚災害の場合2%)					測量試験費の負担区分 岸本町 受益者負担 溝口町 単町費 溝口町には土地改良区がない。		事業主体 土地改良区				
	災害区分		通常		災害区分		通常		激甚(補助率80%の場合)		事業主体	土地改良区				
	区分		工事費	測量試験費	工事費	測量試験費	区分	工事費	測量試験費	工事費	測量試験費	災害区分	通常(起債なし)		通常(起債あり)	
	国		65%	0%	65%	0%	国	65%	0%	80%	0%	国	65%	0%	65%	0%
	町		10.5%	0%	3.5%	0%	町	20.0%	100%	18.0%	100%	町	15%	100%	15%	100%
	受益者		24.5%	100%	31.5%	100%	受益者	15.0%	0%	2.0%	0%	受益者	20%	0%	20%	0%
計		100%	100%	100%	100%	計	100%	100%	100%	100%	計	100%	100%	100%	100%	
													・激甚災害の場合は、被害状況や国からの補助率等を勘案して、その都度補助の内容を検討して定める。			

農業用施設災害復旧事業負担割合参考資料【土地改良区関係】

市町村名	種類	負担区分(%)				測量試験費	備考
		全体	国	町	土地改良区		
会見町	道路	100	65	15	20	全額町負担	
	水路	100	65	15	20		
米子市	道路	100	65	18	17	全額市負担	
	水路	100	65	25	10		
日吉津村	道路	100	65	0	35	該当なし	ほとんど災害が発生しない。
	水路	100	65	0	35		
淀江町	道路	100	65	0	35	全額受益者負担	
	水路	100	65	0	35		
岸本町	道路	100	65	3.5	31.5	全額受益者負担	
	水路	100	65	3.5	31.5		
溝口町	道路	100	65	20	15	全額町負担	
	水路	100	65	20	15		
正副会長会調整案 【団地等】	起債なし	100	65	20	15	全額町負担	
	起債あり	100	65	25	10		

土地改良区で町外者の取扱について

会見町	測量試験費及び工事費	町内者との取扱	属地主義
米子市	測量試験費及び工事費	市内者との取扱	属地主義
岸本町	工事費	町内者との取扱	属地主義